

第百五十五回国
参議院外交防衛委員会會議録第四号

平成十四年十一月十九日(火曜日)
午前九時三十分開会

委員の異動

十一月十二日

辞任

福山 哲郎君

補欠選任

海野 徹君

十一月十三日

辞任

齋藤 勁君

補欠選任

谷 博之君

十一月十四日

辞任

谷 博之君

補欠選任

齋藤 勁君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

松村 龍二君

山下 善彦君

山本 一太君

広中和歌子君

高野 博師君

小泉 親司君

委員

河本 英典君

佐藤 昭郎君

桜井 新君

月原 茂皓君

日出 英輔君

舩添 要一君

矢野 哲朗君

海野 徹君

佐藤 道夫君

齋藤 勁君

榛葉賀津也君

遠山 清彦君

國務大臣

外務大臣

吉岡 古典君

田村 秀昭君

大田 昌秀君

副大臣

防衛庁長官

防衛庁副長官

外務副大臣

大臣政務官

防衛庁長官政務官

外務大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

内閣官房内閣審議官

内閣官房内閣参事官

防衛庁運用局長

防衛庁人事教育局長

法務省人国管理局長

外務大臣官房長

外務省アジア大洋州局長

外務省北米局長

○委員長(松村龍二君) ただいまから外交防衛委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る十二日、福山哲郎君が委員を辞任され、その補欠として海野徹君が選任されました。

○委員長(松村龍二君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

防衛庁の職員に給与等に関する法律の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に内閣官房内閣審議官村田保史君、内閣官房内閣参事官井上進君、防衛庁運用局長西川徹矢君、防衛庁人事教育局長宇田川新一君、法務省人国管理局長増田暢也君、外務大臣官房長北島信一君、外務省アジア大洋州局長田中均君及び外務省北米局長海老原紳君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

○委員長(松村龍二君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松村龍二君) 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○山下善彦君 自由民主党の山下でございます。防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案に関連して、私自身本年九月まで防衛庁長官政務官として活動をしていただきました。その経験を踏まえる中で、特に自衛隊員の士気の向上、それから処遇の改善の観点から数点質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

現在、冷戦後の世界というのは、特に自衛隊におきましては大きな自然災害とかテロ、工作船への種々の対応、国際テロリズムへの対応、国連平和維持活動などへの参加、様々な任務を現在行っております。

御案内のとおり、現在、インド洋では自衛官が国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に貢献するために活動をしていただいておりますが、この活動の中で艦艇の乗組員の環境というものを考えてみますと、灼熱のインド洋という大変な我が国とは異なる気候の中で、姿が見えないようなテロの脅威を警戒しながら約四か月という交代、四か月交代という長期にわたりまして燃料の洋上補給という任務を現在遂行しておるわけでございますが、彼らは、その環境はインド洋上での四十度を超える暑さ、それから周辺の港湾の方から吹いてまいります砂じん、こういうものに悩まされながら黙々と任務を遂行されているわけでございます。これは、私どもが想像を絶するような環境ではないかと、帰られた皆さん方、前長官も直接このインド洋へ行かれたその感想を伺う中で、大変だなということをつくづく感じたわけでございます。

また、さらに、本年は五月にインドネシアから独立をいたしました東チモール、この国連平和維持活動に参加している施設部隊の隊員が、何とこれ北海道から隊員が第一次は行っているわけですね。氷点下二十何度という温度の中で訓練をされている隊員が、それこそ南緯九十度の熱帯地帯、その温度差というものは大変なものであるわけですが、そのような環境の中で、また、これまで本年三月に派遣された、半年間の任務を終わって帰国をされた第一次隊員の感想を聞く中でもその大変さというものをを感じ取ったようなわけでございます。

これらの自衛隊員は、国民の期待にこたえて我が国の国際社会における責務を果たすために、現在も勤務を続行しているわけでございますが、特にそういう観点から隊員の生活環境、また勤務環境という点をしっかり我々としてもサポートしなければいけない、こんなことを考えておる次第でございます。

また、私も冒頭申し上げましたように、政務官在任中には全国の各部隊の初度視察、十数か所行ってまいりました。できるだけ現場の部隊を視察をして、本来の自衛隊員の活動というものをしっかり自分の頭にたたき込みたい、こんな自分自身の熱意を持って回ったわけでございますが、本当にこの部隊視察を顧みる中で、隊員の皆さんの教育訓練に励むひたむきな姿というものに接し、またいろいろ懇談もさせていただく中で、皆さんの心情というものを私なりに理解をさせていただいたということを考えております。

そういう現場部隊の視察を通じて感じましたのは、改善されつつとはいえ、生活環境や勤務環境にはまだ改善すべき点がたくさんあると、こういうことでございます。例えば、基地の外で暮らす隊員が、特に各地の部隊を全国移動する幹部自衛官は官舎だとか公務員宿舎で暮らすケースが多いわけでございます。この官舎も実際に私も行ってまいりました。通常の視察から離れて、特に官舎関係を見させていただきたい。場所は申しませんが、将官クラスの幹部宿舎とか、そういうものに行きましてびっくりしたんですね。極端な言い方をすれば、プレハブの建物であって、中にムカデがごろごろ動いていると、そういうところが、現実には私に行っていました。

奥さんにお会いしたんですけれども、宿舎大変ですね、いや実は外国からのいろいろの軍隊の幹部が視察で各部隊に見える、そういうときにその官舎に招待することが非常に気が引けますと、実はこの庭でガーデンパーティーやるんですよという話もそこで出たんですね。じゃ、ガーデンパーティーというからよっぽどいい庭だと

思っただけに庭にも出てみたんですが、それこそ、自分のうちもそんな広い庭じゃないんですけれども、大変狭い庭で、それこそ細々と外国の將軍クラスを迎えて、招待しながら懇談をする、そういう機会がたまにありますけれどもできるだけ避けていますよと、こんな話もその奥さんからも聞きました。

そんなことを、現場を見るにつけて、やはりそういう意味での環境改善というものをつくづくしっかりやらなければいけないということを感じました。

今、申し上げておりますような観点を踏まえまして、今回のこの給与法案、内容は一般職の国家公務員の例に準じて自衛官の給与の引下げを行うというものでありますけれども、確かに今の、現下の経済情勢を見れば、民間企業の厳しい状況も理解しておりますし、また自衛隊員とはいえどもこの給与の引下げというのはやむを得ないのかな、できれば私個人にとっては、特殊でありますから、同じ公務員であっても、どうかという気持ちは持っておりますけれども、その面を、特別な勤務環境の下で任務に就いている隊員に対しては別の面で配慮をしていく必要があるというふうには私に考えておりますが、この点について防衛庁長官、どんなふうに見解を持っておられるか、伺いたいと思います。

○国務大臣(石破茂君) 山下先生が長官政務官御在任のときに、本当にいろいろな部隊を視察をしていただいで、多くの業績を残していただきまして。また、その御示唆をいただきながら、私どもも今後とも努めてまいりたいと思っております。

今、先生のお話の中で何点か申し上げれば、一つはインド洋に派遣されておる部隊のお話をしてくださいました。私もできれば行ってみたいというところで今計画をしておるところであります。それはもう温度が四十度だと、そして甲板は七十度になると。これが一体どれだけ劣悪な厳しい環境であるか。そして、補給活動というのは六時間ぐらい掛かるわけですね。そして、ホースをつ

ないで同じ速度で走っているわけですから、すぐに離脱をするということもできない。極度な精神的緊張の下で、そして温度は四十度で甲板は七十度になる、そこで六時間やっていると、これがどれだけの過酷なものであるのかということ、やはり多くの国民の皆様方に御理解をいただきたいというふうに思っております。

もう一点は、今、隊舎のお話をなさいました。私はふと思ひ出したんですが、何年か前にやはり似たようなお話を聞いたんです。例えば、お子さんがまだ小さいと、子供たちは誕生会というのを、おうちでいろんな子供たちを招いてやりますよね。自衛官のおうちでやったら、そうしたら、もう一度と何とか子供のうちにには行きたくないというふうな話があった子供が泣いて帰ってきたという話は、私はどれだけの辛いことなのかということなんです。

本当に私は、自衛官の服務の宣誓のときに、事に当たっては身の危険を顧みずというのがありますよね。今、先生御指摘のとおり、ほかの公務員と違うんじゃないかということをおっしゃった。その象徴的なものは、服務の宣誓のときに、事に当たっては身の危険を顧みずということと宣誓するものが自衛隊員なんだということなんです。だからこそ、そういう厳しい環境にも耐えてやっている。

でも、今回、引下げというのは人事院勧告だからやむを得ないものだと考えております。しかし、じゃ何ができるのかということを実際に考えてみる必要があるんじゃないだろうか。具体的なことはもう先生御案内のとおりですから申し上げません。ただ、そういうやはり予算の組み方として、正面はどんどん新しいものに替えていく。しかし、隊舎の中には古いものがある、あるいは施設の中には明治時代のものでまだあるわけですね。これを改善していくことがどれほど可能かということを実際に考えてまいりたい。もう一つは、そういう物質的なものもそうですが、精神的にどういふことができるのか。人はパ

ンのみに生きるにあらずであって、どういうふうなことができるのか、誇りとは何なんだということとを私たちはもう一度きちんと考え、国民の皆様方の御理解をいただきたい、このように考えておる次第でございます。

○山下善彦君 よろしくお願いたします。また、今は現職の隊員の皆さんの環境改善という問題について質問させていただきました。

一方、ほかの公務員の皆さんとはまた一点異なる点、これは退職年齢ですね。退職年齢は、自衛隊というのは六十歳になって、私もいる当時、見渡してもほとんどお見えにならないし、若年退職というか、そういう形で退職をされるわけでございます。今、長官がおっしゃったような、いろいろの大変、身の危険を顧みずという中で緊張感を持ってやられる、当然かなと、退職の年齢は。そんなふうにもう一方、退職後の一つの待遇というものを、これをどんなふうに見ておられるのか、この辺、副長官、お願いします。

○副長官(赤城徳彦君) 委員から御指摘ありましたように、自衛隊は、その任務の性格上、精強性を維持しなければいけない、こういうことで、若年定年制では五十四歳から五十六歳で定年と、また任期制では二十歳代で退職をする、こういうことになりましたので、生活基盤を確保する上からどうしても再就職ということが必要でございます。

そこで、再就職をこれ円滑にできるようにということで、各種の技能訓練等の訓練を行っております。また、職業適性検査や、若年定年制の場合には定年前の異動をして就職がしやすいようにその援護施策を講じておりますし、また自衛隊の援護協会会で再就職の無料職業紹介を行っております。こういう施策によりまして、大変今厳しい状況の中ではありますけれども、希望者のほぼ一〇〇%が再就職できると、こういう状況でございます。

また、退職しましてもまだまだ出費がかさむ、こういう時期に当たりますので、若年定年退職者

給付金を給付して生活を支援すると、こういうことも行っておるところでございます。委員御指摘のように、しっかりと再就職、また生活の支援ということを図ってまいりたいと思います。

○山下善彦君　ありがとうございます。

退職後の問題については、これ大変しっかり考えておかれるということで、私も在任当時にもその点についてもいろいろ皆さんの説明を聞きしました。ほかの任務とは異なるという点をしっかり考へながら今後もお努めいただきたいと、こんなふうに要望させていただきたいと思ひます。

それと、先ほどの部隊訪問の中で、人的な意味はそういうことでよろしいんですが、一方、隊のいろいろの工場がありますね、中に、自動車を整備したり。大体、格納庫みたいなところはそれなりにやっておりますが、北海道辺りへ行きましても、雪が大分積もる中で整備工場がその中にある、そういう整備工場を見て、これ雪が積もったらつぶれないかねという話をしたこともございます。実際にはつぶれて応急処置をしている。こういうのはすぐ直せばいいじゃないと言つても、なかなかその辺は予算の関係がありますからまたよろしく願ひします。そんなという話で終わっちゃう。こんなこともそのままでもいいのかなというふうに私も考えました。

そういう意味で、現在のそういう工場、隊内の整備工場、また、何というんですか、警衛所というんですかね、隊に入っていくときに入口のところ立っている、そういう施設ですね。こういうものでも、何か冬の雪、吹雪が吹きすさぶ中で本当にあそこ立って務められている隊員の皆さんのことを思うと、その辺も、細かいことでありますけれども、やっぱり配慮をしてやらなければいけないかと、こんなことも感じました。

そんなことで、整備工場とそういう施設内の整備について今後どんなような努力をされていかれるか、これは順番で佐藤政務官、よろしく願ひいたします。

○長官政務官(佐藤昭郎君)　整備工場などのように隊員の勤務に直接関連する施設の整備を推進することは、作業の効率化が図られ、安全面の改善がなされることに加えまして、隊員の士気を高く保つことにつながるため、非常に重要なことだと考えております。

自衛隊の施設整備におきましては、ここ十数年、隊員の活力を維持し士気の高揚を図るとの観点から重点的に隊舎等の生活関連施設の整備を進めてきており、これにつきましては、委員御案内のように、相当程度改善がなされつつある状況でございます。

これらの関連施設につきましては、平成十五年度の概算要求におきましても所要の経費を計上しているところでございます。警衛所、消防所は今後早い時期に整備を完了させたいと考えております。また、整備工場につきましては、なお約一千棟近くの整備所要が残っているために、鋭意整備を推進していくこととしておる次第でございます。

○山下善彦君　最後に、先ほども話に出ておりました海外に行つて帰つてこられる派遣隊員というんですか、その派遣隊員の皆さんを迎えるチャンスが実はございました。そのときに、そのセレモニーに伺ったときには、それこそまだよちよち歩きの子供たちを連れとお母さん方がたくさんその場面におられて、ああ、隊員の皆さんの御家族だなというのをそのときに拝見したわけでございますが、こういう一つの、特にこのごろはテロ対策等含めて海外に行かれる隊員の方が多いわけでございますが、この留守家族に対するいろんな配慮というものが、この辺もやっぱり重要なことかなと私は考えますので、その辺についてどのような考えをお持ちなのか伺いたいと思ひます。どんなでも結構です。

○長官政務官(佐藤昭郎君)　ただいま御質問のありました課題につきましては、山下委員が前防衛庁長官政務官時代に大変力を入られたというふうに伺っております。

防衛庁といたしましては、派遣される隊員が安心して業務に従事できるように、派遣隊員や留守家族に対してできる限りの支援を続けてまいりたいと思つております。

具体的には、隊員の勤務状況や日常生活の様子について、ビデオや機関誌、あるいは各種説明会による情報の提供、それから家族相談室や留守業務室を設置いたしまして、留守家族からの各種相談受けや災害、急病時の援助を実施しております。さらに、派遣隊員と留守家族との連絡体制を構築する施策として、Eメールによる近況交換、慰問品や手紙の送付、さらに、PKO派遣部隊におきましては派遣隊員からの通話等も実施しているところでございます。更に充実して取り組んでまいりたい、このように考えております。

○山下善彦君　時間が参りましたので終わりますが、今、私からも質問させていただきます。また答弁もいただいた、そういうことをこれからの自衛隊の隊員の皆さん方の士気高揚のためにも是非頑張つていただきたいと思います。こんなことをお願い申し上げながら質問を終わらせていただきます。

○月原茂皓君　保守党の月原です。

今回の職員の給与改定の法案は、限られた範囲内で非常によく検討されて、いいでございまして、こういうふうにして思っております。そういう意味で賛成であります。

さて、一点だけ伺いたいんですが、自衛官の調整手当というのは、かつては一体感というものが認められていなかったんですね。全国一律だったわけですが。しかし、諸般の事情からこういうふうな調整手当が生まれてきておりますが、私は、過度の、これを認める場合に余り過度になると、やっぱり自衛隊の一体感というものが失われてくる可能性があると思うんですが、その点、人事教育局長、いかが考えでしょう。

○政府参考人(宇田川新一君)　調整手当、これは民間賃金とか物価等の高い地域に在勤する職員に対して支給される手当であります。

委員御指摘のように、従来、指定職相当の自衛官以外の自衛官につきましては、この調整手当制度を導入しませんでした。調整手当に相当する金額を全自衛官平均化して俸給に繰り入れていたところでありました。これは、先生おっしゃったように、一体感の観点からそうしておりました。

しかしながら、近年、大都市部におきます要員の確保等が困難になってきたこと等にかんがみまして、平成四年度の給与改定において調整手当制度を導入しまして、以降、俸給の改定率を勘案しつつ、逐次整備を図っております。本年も、御指摘のとおり、給与改定においても隊員の負担が過度にならないよう十分に配慮した改定率としております。

この調整手当の制度をなぜ変えたかと申しますと、現場の自衛官の強い要望を踏まえて導入したものでありまして、各隊員においても制度の趣旨は十分理解されているものと認識しております。また、一体感が損なうことがないようにというお話であります。生活の不便な地域に勤務する隊員には特勤勤務手当が支給されている等、いわゆる地域給全体から見ても均衡を失うことにはならないというふうにご覧いただければ結構です。

以上の観点から、防衛庁としましては、今後計画に従つた調整手当を整備していくことは適当であると考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○月原茂皓君　今、地方の隊員についても手当を考へておられるというお話ですが、要するに一体感を失わないように、東京勤務がいいんだとか、そういうふうな偏った形にならないように、今後ともそういうことを念頭に置きながらバランスの取れた体系にしていきたいと思います。このことを強く願ひしておきます。

次に、防衛庁長官にお伺いいたしますが、自衛官の俸給表というのは、御承知のように、自衛隊の発足の経緯、警察予備隊から出てきておる、そういう影響が非常に強く残っているわけでありま

す。ですから、具体的に言えば二佐以下は公安職の(一)だと、一佐以上は行政職の(二)だと、そういうふうなものを基準にしながら作っておるんですが、御承知のように自衛隊の構造が、また構成がまた違うわけでありますから、そして、ここまでいろいろな任務を与えられるような自衛隊になつてきたら、もう警察予備隊的な発想から給与体系でももう脱却せぬといかぬと、私はそのように思うわけであります。

そういう意味において、自衛官にふさわしい給与体系の研究というものはなされているのかどうか、その点をお伺いしたい、このように思います。

○国務大臣(石破茂君) 委員御指摘のとおり、確かに警察予備隊ができたときはそれでよかったのでしよう、警察予備隊なのです。ですから、ですけども、階級構成が違うわけで、今の自衛隊と警察の階級構成は違うわけで、じゃ本当にその考え方が今でも妥当なのかというところは基本的に見直してみることがあるのだろう。自衛官の階級構成の在り方また任務の特殊性等々から考えて、もちろん基本的におおむね妥当なものとは考えておりますが、そのような細部についてはもう一度検討する必要がありますというふうには私は認識をしております、庁内に今検討チームを立ち上げたところでございます。

また、先生の御指摘等々をいただきながら、本当にいい在り方、自衛隊にそぐうような在り方というものを早急に検討してまいる所存でございます。

○月原茂皓君 非常に自衛隊に詳しい長官でありますから、今のような認識では是非お願いしたい、このように思います。

さて、先日、中国大使館付の防衛駐在武官が拘束された、取調べを受けた、署名捺印までした、それから自主退去を要請されてもう帰ってきておると、こういう記事が新聞に載っておりまして。そこで、外務省のアジア大洋州局長にお尋ねいたしますが、外務省はどのような内容で中国に抗

議したのか、その点をお伺いしたいと思います。
○政府参考人(田中均君) お尋ねの件でございますけれども、十月の二十六日に中国大使館の防衛駐在官が公務出張先の浙江省寧波において、タクシーにて視察中に軍事立入禁止区域に立ち入ったということで中国側当局により制止を受け、約十三時間にわたって身柄を拘束され取調べを受けた。その際、同防衛駐在官は調書等に署名捺印をしたということでございます。

これを受けまして、翌日、十月の二十七日に、直ちに我が方大使館の次席公使より外交部のアジア局長に対して、それから十一月の一日には大使より外交部の副部長に対して嚴重な抗議をいたしました。

抗議の内容でございますけれども、これはウィーン条約の二十九条、外交官の身体への不可侵権ということでございます。外交官の身分を有する者が長時間身柄を拘束されて取調べを受けたということ等については、この外交関係に関するウィーン条約の違反であるということで嚴重に抗議をするのと同時に、今後、我が国内で同種の事案が生じた場合には、当該外交官の自主的な帰国等に関し同様の対応を求める権利を留保するということをお願いした次第でございます。

○月原茂皓君 大使館の処置というのは迅速に的確にされた、こういうふうには思うんですが、私が思うのは、これいろいろな背景があったのかもしれないけれども、拘束されたときに外交特権というものを強く主張する、そして、取調べなんかに対しては座り込んで、何だと、おれは外交特権を持っているんだというふうなことをなぜ言わなかったのかと、私はそのようなことを思うわけでありまして、かつて、局長も大臣も御承知だと思っておりますが、ココムのころに、時々あるんですが、ココムのころに、ソ連に駐在しておったやはり駐在武官がカメラを取り上げられて取調べを受けたということがあったんです。私はそのころ衆議院で、何だと、教育どうやってるんだということとを強く言ったわけでありまして。

そういう意味で、今お話しした点を考えて、やはり何も駐在武官だけの話じゃなくて、外交官全体がそういうことをちゃんと主張するような、そういうふうな教育をしておるのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○副大臣(矢野哲朗君) 委員御指摘のとおり、ウィーン条約の第二十九条ですが、外交官の身体は不可侵とする、外交官はいかなる方法によつても拘留し又は拘禁することができないという取決めからして、御指摘の趣旨は十分理解できるものと思ひます。

今、局長から話がありましたように、我が方としては適切な抗議は行ったということは御理解をいただけていると思ひますけれども、なおかつ今、第二の質問でありますけれども、いかなる、外交官の教育の点でありますけれども、防衛駐在官を含めて在外公館への赴任が予定されている者に対しては、外務省の研修所におきまして在外公館における勤務に当たつての必要となる知識等について研修を行つております。

一例でありますけれども、防衛駐在官は赴任予定者に対し九月から十二月にかけて約四か月間の研修を行うということになっております。その際には、外交官の身体への不可侵を始める外交官に付与されている特権・免除についても研修を行つておりますけれども、今回こういうふうなケースをもつてして、今後こうした研修の更なる徹底に努めさせていただきたいと思ひます。

○月原茂皓君 今、副大臣が御説明になりましたようによく分かりましたが、より具体的に過去の事例というものを作つて、こういう場合にはこうせぬといかぬのだというふうなことをより具体的に教育するとか心構えを説いていただきたい、このことを強くお願いします。我が国を代表して他国に行つてゐるわけです。ちゃんと保障されておるわけですから、権利はちゃんと主張する、自主退去であれ追放されたんであれ、そういう方法があつてもしかるべきだけれども、ちゃんとしたことを、そのことをできるだけ、体で国家を代表

しておるんだということを示していただきたい。このことを具体例をもつて更に教育を深めていただきたい、そのことをお願いしたい、このように思ひます。

さて、防衛駐在官に係るお話ですが、この防衛駐在官の任務というものは十分御承知だと思ひます。そして、防衛駐在官でなければ取れないという、出入りができないところがあり、また情報というものがあつて、そして日本の国もそうでしょうが、他国はより以上にこの軍事情報、安全保障関係、これは国家の中核の中核なわけですね。それに接近できるのは駐在武官なんです。ほかの人じゃ大体許せないわけですよ。そういう意味で、国家の情報体制としてこのくらい重要な仕事はないわけですね。

そういう意味で、私はかつてこの委員会でも各大臣にお尋ねしたことがあるんですが、要望したことですが、防衛駐在官の待遇というのか、そういうものについて大使館でいろいろ私はまだ十分でないという点があると、こういうふうには思ひます。

そこで、防衛駐在官の位置付け、そしてその人たちの権限、さらには情報を速やかに国の重要な機関に通知する、そういうふうな制度について、外務当局とそれから防衛庁と具体的に今検討されているのかどうか。もっと具体的に言うと、最近では斎藤さんが防衛庁長官のときは是非それはやりまして、田中さんが外務大臣のときは是非それはやりまして、それから中谷さんも、これは防衛大学校出身で自分の同期が大体一等書記官ぐらいで行つておるわけですから、ちゃんとやらぬといかぬ、問題点を認識しておりますと、こういうふうには言われておつたんです。

そういうことから、私は、外務省改革というものも今ちょうどいい時期だから、是非防衛庁と外務省が具体的に話し合つていただきたい。もう自民党の方からも提言がされておるわけですし、我々も国会で、いろんな議員がそのことについて国家として心配しておるわけです。そういう点で

両大臣に、どういふふうにか、どういふふうな折衝をしておるのか御説明願いたい、こういうふうに思います。

○副大臣(矢野哲朗君) 私から答弁をさせていただきます。

委員御指摘のとおり、我が省といたしましては防衛駐在官の果たす役割の重要性は十分認識しているつもりであります。その処遇の在り方、防衛駐在官により収集された情報の防衛庁への迅速な伝達を服務として、従来より防衛庁との間で種々相談をさせていただいております。時を同じくして、本件につきましては、先月末、御指摘のとおり、自民党国防部会から防衛駐在官に関する改善策についての提言が出されました。

これを受けて、外務省としても防衛庁と近々改めて協議を行う予定でありますけれども、今の予定であります、明日二十日に課長レベルで早速協議をスタートさせていただくということであり

○国務大臣(石破茂君) 今、外務副大臣から御答弁がございましたとおりですが、要は、昭和三十年八月八日というのですから、私もまだ生まれていないときにそういう覚書がなされている。この覚書というのは、本当に、委員御案内のとおり、なかなかすこいことが書いてあるわけですよ。防衛駐在官、つまり外務事務官は、防衛庁設置法、自衛隊法等の規定にかかわらず、身分上及び職務上専ら外務大臣及び在外公館長の指揮監督に服する、法の規定にかかわらず、こういうことが覚書に書いてあるわけで、なかなかこれはすこいことという指摘を私は中谷前長官からいただいた、改めて気が付いたような次第ですが、自民党の検討委員会におきましては、この覚書自体、一体どうなんだという話なんです。要は、シベリアンコントロールとは何なんだというところへ私は突き当たった問題なんだろうというふうにしておりまして、防衛庁としてもいろいろ議論はさせていただいております。

例えば、自衛官の身分のまま派遣をするですと

か、あとは必要な活動経費というのを確保するか、先生御指摘の情報手段を直接に確保するか、いろんなことはあるだろうと。そういうことはきちんきちんとやっていきたいし、防衛庁としても課長レベルあるいは局長レベル、大臣レベルとしてやっていきたいと思っています。

ただ問題は、その覚書というものの精神は何なんだというところへ突き当たるところだろうと思っております。そのことも踏まえまして、国会でも御議論をいただきながら、先生御指摘のような方向を目指してまいりたい。その点につきまして外務省とよく協議を政府内でしてまいりたい、このように思っております次第でございます。

○月原茂昭君 両省とも問題点を十分認識して、具体的に折衝を始められるということは非常にいいことだと私は思います。

大臣お話しのように、覚書そのものはここで議論してもあれですが、過去における第二次世界大戦中のいろんな反省に基づいておるんだと思いますが、これがやっぱり、現在の時点で見直してみても、そして、当たり前のことですが、国家として重要な情報をどうやって取っていくかと、そういう観点から取り組まなければならぬ。これはもうお二人とも十分御承知の話ですが、より積極的にスピーディーにこの問題を解決していただきたい、このことを強く要望して、私の質問を終わります。

○広中和歌子君 民主党の広中和歌子でございます。

私は、多くの同僚議員のように防衛庁の組織とか人事について熟知しておりませんので、質問は大変素朴な率直なものになると思いますが、お許しただきたいと思っております。

このたびの防衛庁の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案でございますけれども、先ほど、先週でございますか、公務員の一般職の給与が改正されたことに伴うものでございます。公務員の給与というのは、戦後は非常に低いものであったのが、民間並みに上げましようという

ことで上がってきた。今非常に厳しい経済状況の中で、民間が、すべてではございませんで、けれども、下がっている、少なくとも平均的に下がっている中で、公務員もそして防衛庁の職員も民間並みに苦勞していただきたい、そういった趣旨の法律でございますから、これは仕方がないのではないかなと私は思っております。この法案には賛成でございます。

しかし、この法律に絡みまして、二御質問させていただきます。山下委員も少しお触れになったわけですが、防衛庁職員に關しまして再就職の問題というのがあるのではないかと思います。何うと云うところによりまして、任期制というのでしようか、二年ごとに更新されていくという隊員と、それから非任期、つまり一般の公務員並みに定年までという、そういう二つの種類があるということでございますけれども、任期制の方々は何年ぐらいいお勤めになって辞められるのか、その状況をお知らせいただきたいと思

○政府参考人(宇田川新一君) 御質問の任期制隊員の勤務年数であります。誠に申し訳ないんですが、個々の隊員が何年勤務したかという統計は取っておりません。統計値として御質問の趣旨に合うのは、過去三年間、これは入隊が平成六年度から平成八年度になるわけですが、これに入隊した任期制隊員がどうかと、これが参考になると思

これをみますと、約半数が三任期目に継続任用されておりますので、入隊した任期制隊員の約過半数の者の勤務年数は、陸上自衛隊では四年ないし六年、陸上自衛隊と一任期の任期が異なる海上自衛隊と航空自衛隊では五年ないし七年と、勤務しているものと考えております。

これは何かと申しますと、陸上自衛隊では戦車の部隊とか何か三年とあるんですが、主として二年でございます。二年、二年と数えていき

りまして、その後三年、二年、二年と、こういうふうにならぬと思います。この辺の数字が御質問の趣旨に合うかと思

○広中和歌子君 再就職先というのは、どうい

○政府参考人(宇田川新一君) 委員御指摘のよう

平成十三年度で見ますと、任期制隊員の主なものは、サービス業、これが約四二%、それから運輸・通信・電気・ガス・水道業が約二五%、製造業が約一三%、建設業が約八%であります。また、非任期制隊員の場合でございますと、サービス業が約四〇%、公務員が約二二%、金融・保険・不動産業が約一四%、製造業が約一〇%となっております。

○広中和歌子君 今、非常に不況であるわけですが、再就職率というのは一般と比べていいというふうにお考えでございますか。

○政府参考人(宇田川新一君) ほぼ一〇〇%の再就職の率を保っておりますが、これは当該隊員の自主的な努力等によるものと考えております。

○広中和歌子君 どの国でも軍隊でトレーニングを受けた人というのは評価され、トレーニングの結果としてすばらしい人材になっているという評価が高いのではないかと思います。自衛隊の場合もそのような結果が出ているのであれば、大変喜ばしいことだと思っております。

ところで、非任期制というんでしょうか、いわゆる定年までお勤めになる方、その方たちでも、しかし、定年は非常に早いということ、五十二歳とか五十四歳でございますけれども、その方たちはどういふところへ再就職なさっていますか。

○政府参考人(宇田川新一君) おっしゃられたように、非任期制の場合、やはり一般の方よりも定年は早うございますが、やはり五十過ぎというところがございますが、やはり彼らとしてもサービス業とか公務員等に主要な再就職先を求めている

いうことでございます。仮定の御質問にはお答えをいたしかねることは冒頭申し上げたとおりであります。

○広中和歌子君 このテロ特措法でございますけれども、どのくらい延長が続くのかということが問題だろうと思うんですけれども、米側の判断の基礎に基づいているのか。つまり、アメリカ側としては、アフガン、いつをもってアフガン掃討の終わりとするのか、そのアメリカの判断に基づいてずつとずつとこの特措法とそれに伴う活動を続けていくのかどうかということ。

それから、特にイラクとアルカイダの関係が立証されれば、イラク攻撃が始まれば特措法は当然延長して使われるということもあり得るんじゃないかと思えますけれども、その点についてもちょっと触れていただきたいと思います。

○国務大臣(石破茂君) 重ねての答弁で恐縮でございますが、仮定に基づいてのお答えというのはかえって失礼かと存じます。

ただ、米軍あるいはアメリカの判断に基づいてずつとずつという御指摘がございましたが、結局、この九・一一というものは日本人もたくさん犠牲になったということもあります。そして、テロリズムが国際社会全体にとっての脅威であるという認識の下に作られている法律でございます。ですから、アメリカにとってどうのこうのということではなくて、この法の趣旨は、これが国際社会にとっての脅威である、そして日本にとっての脅威でもあるということでございます。

ですから、何をもちて根拠をされたかということとは、それはいろんな判断があるかと思えますが、これをずつとアメリカの判断によって延ばすというようなことは私どもはあり得ないことなのだろうというふうに考えております。

なお、この法律が限時法という形を取っておりますのは委員御案内のとおりでございます。

○広中和歌子君 では、この問題については次回の集中に任せたいと思えます。

では、質問を大変恐縮ですが北朝鮮問題に広げ

させていただきたいと思えます。

北朝鮮との国交回復というのは当然待ち望まれていたものではあったわけですが、拉致問題なしには国交回復はあり得ないというふうに言われて、そして拉致問題も含んで、金正日委員長とそれから我が国の総理大臣小泉純一郎氏との間に平壤宣言、日朝平壤宣言というのが結ばれたわけでございますけれども、何をもちて拉致問題の終わりとするのか、何か先が見えないような感じなんですか、どう思われますか、現時点で外務大臣はどのように考えていらっしゃいますか。

○国務大臣(川口順子君) 拉致問題の解決ということは、総理もそれなくしては国交の正常化はないということをおっしゃっていらっしゃいますし、交渉をしている中で拉致問題とそして核の問題を含む安全保障の問題、これが最優先課題であるということも言っています。

それで拉致問題については、これは生存者の御家族の北朝鮮からの帰国という大きな問題もございます。日本にいらっしゃる御家族を含む関係者の方々がこれが納得する形で解決をされるということが重要だと考えています。

○広中和歌子君 最初の段階では生存者が二週間だけ帰国するというものであったわけですが、その方たちを帰さないということになると、今度は北朝鮮に残されたその御家族です、ね、がある種、ある意味で人質になるといったような新たな問題、そして拉致された五人の方々にとっては新たな苦しみが始まりということになるんじゃないかと。

それから、日本政府が拉致被害者として申請、捜査というんでしょうか、それを求めた人以外にも、北朝鮮側が一人こういう人もいましたよなというふうに出してきたこともきっかけになったのかもかもしれませんけれども、日本側でもまだまだ拉致被害者は多いんじゃないかと。現在では報道によりますと七十人あるいはもっとそれ以上いるんじゃないかというふうなことで、非常に問題が難しく展開するんじゃないかなと懸念しているわけ

です。

つまり、五人の拉致被害者の家族、それから死亡された方々でもしかして生きていたかもしれないということ、それからさらには、もっと拉致被害者が北朝鮮にいるのかもしれない、そういう方たちの運命はどのような方向をたどるのかと大変に悩ましいところではないかと思えますけれども、外務省としてはどのような対応をいらっしゃいますか。

○政府参考人(田中均君) 委員お尋ねの観点からでございますけれども、一つは、政府として御帰国になった五人の方々を日本にいたいただくという決定をした結果、北朝鮮に残っている子供たちを含めた家族の方に危険があるんじゃないかということでございますけれども、これは何回も申し上げておりますけれども、これは元々拉致という話でございますし、日本に戻ってこられて、五人の方々がやはり自由な環境の中で意思決定をさせていただく、そのためには日本にいたいただく必要があるし、それが日本におられる家族の御意向でもある、そういうことを総合的に勘案して決めたことでございます。

この五人の被害者の北朝鮮に残っている御家族につきましては、これは国交正常化交渉の中でその安全の確保、それから早期の帰国ということについて要請をしています。先方は安全確保、安全については全く問題がないし、そこはきちんと遇しますということを示述しているということでもあります。私どもとしては、できるだけ早期に御家族の帰国というものを実現するように最大限努力をしております。

それから、今言われている人々以外にも拉致の被害者がおられるんじゃないかということでございます。これにつきましては、正に警察当局の御捜査の問題でありますし、私どもも警察当局とは十分に連携を取りながら、拉致の被害者というようなことになりますれば当然北朝鮮に対してその事実証明を求めていくということであろうかと思

いずれにしても、こういう問題というのは、やはりどう考えましても問題の解決をしなければいけない問題だと思えますし、正常化交渉の中で正にこういう問題の徹底的な説明、問題の解決を図っていくということはどうしても必要なことだというふうに私たちは考えています。

○広中和歌子君 次の事務的な正常化交渉というのはいつに予定されておりますか。

○政府参考人(田中均君) 先般の十月の末の正常化交渉におきましては、北朝鮮側から十一月末に考えたいという提案がございました。私どももいたしましては、これは御案内のとおり、正常化交渉におきましては拉致の問題並びに核の問題を含む安全保障の問題を最優先課題として考えております。

実は、いろんな状況の変化その他でございます。KEDOの問題もございまして、拉致問題についても先ほど申し上げたような問題もあります。私どもとしては、そういう諸点を総合的に勘案して最も適切な時期に交渉を行うことが必要であろうというところで、現在具体的な時期について検討を行っているということでございます。

北朝鮮側もいろいろな報道というか、外務省のスポークスマンであるとか、いろんな形で声明を発しているわけで、安全保障協議であるとか、そういう点については北朝鮮側のいろんな報道もあります。そういうことも十分念頭に置きながら最も適切なタイミングで行ってまいりたいというふうに考えております。

○広中和歌子君 報道をベースにしていられませんか、それとも正式な会談が行われるその中間時点です、ね、例えば今みたいな時点で話し合いのルートというんでしょうか、そういうものは持っていられっしゃるのかどうかということをお伺いしたいと思えます。

それから、ついにお伺いいたしますと、日米韓で北朝鮮に対するスタンスが非常に違うんじゃないか、足並みの乱れがあるんじゃないかと思えます。例えば、外務大臣が韓国の外務大臣とお話

しになったときには、KEDOの枠組みを使って核問題を解決に導く、核問題の解決にとってはKEDOの枠組みというのは非常に大切だというようなことをおっしゃっている。片や、アメリカはどのように考えていないというようなことで、これも単なる報道なのかもしれないけれども、非常にそこをまた日本側としては引き戻されたりというようなことがあるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょう。

○国務大臣(川口順子君) 日本とアメリカと韓国と、KEDOの問題についてどうやっていくかということはもうずっといろいろな場で話をしています。APERCの場でも話をしています、それからTCOGというこれは事務レベルの場ですけれども、している。そして、この間KEDOの理事会でもしたということになっています、そのたびごとに大体、全部でないかもしれませんが、そのたびごとに共同の考え方というのを声明なりという形で表してきているわけです。もちろん、その中で議論をしていくということはこれは当然望ましいことであって、もちろんしていくわけですから、結論的には意見の収束を見て、発表をしているということだと思います。ですから、御心配のように分かれているということは全くないということとして、この問題については関係者が足並みをそろえて北朝鮮に対して対応してきているということです。

今回のKEDOの議論の中でも、我が国としては当然に、今までこれも言ってきたように、このKEDOというのが北朝鮮の核の開発を阻止するという意味で大きな役割を果たしてきているということは私も前に国会で言っていますし、これについての考え方はきちんと出てきているということだと思います。そして、この声明の中では、それを受けて、正に北朝鮮に核開発をやめるプログラムを、時間を与え、そしてその中でまたそういったことを踏まえて今後の対応について考えていくということだと思います、考え方としては、考え方は一致をしているというこ

とだと思えます。

○広中和歌子君 とまかく、韓国や日本側と違ってアメリカの方は原油の供給を凍結しましたし、そしてまたKEDOの問題についても一応ゼロからスタートといったようなことを言っているわけで、何か非常に緊張を感じさせるような状況でございます。

北朝鮮の現政権の下で、国交回復が果たしてできるのかどうかというようにも懸念されますし、また暴発が起るかもしれないといったような心配も当然あるわけですね。そうしたときに、これも仮定のことでですからお答えできないというふうにおっしゃられるかもしれませんが、私も、でも当然例えば発生するであろう難民問題であるとか、あるいは防衛の問題につきましてもそれなりの対応をしていこうと思っております。少なくとも私も私どもは期待しておりますけれども、いかがでしょうか。お伺いいたします。

○政府参考人(田中均君) 質問の第一の点でございますけれども、相手の政権がどうであれ、正常化に向けた交渉というのは日本の安全を担保する上で非常に必要なことではないか。もちろん、従来、平壤宣言の前と後、少なくとも平壤宣言で約束されていることは日本の安全を担保するためにより好ましい状況を作ることでありまして、そういう観点からいけば、正にそういう状態を作り正常化をするというのは日本の利益だと思えます。ただ、同時に、今の政権も外に開かれていく過程において変わらざるを得ないのではないかとこの感じもいたしております。

それから、北朝鮮の暴発の可能性、難民の大量発生の可能性ということですが、これは実は九三年、九四年にも同じような危機はございました。その結果、米朝の枠組み合意というのができたわけですが、あの当時も難民の大量発生ということを想定していろいろな形で関係省庁間で議論が行われていました。ですから、そういう意味では同じような議論のベースというのは関係省庁間でシェアをされていますし、私たちが

いたしましても、情勢の変化に応じて関係省庁間でしかるべき体制を取るべく情報交換等を行っているということでございます。

ただ、そういう事態にならないように平和的な解決をするということが関係諸国間の合意であるというふうに考える次第であります。

○広中和歌子君 時間なので終わります。

○海野徹君 民主党・新緑風会の海野徹であります。

今日は、テロ特措法に基づく基本計画の変更の問題についてまず御質問をさせていただきたいなと思っております。

アフガンでの掃討作戦はそれぞれ進行している。これは、テロの掃討作戦が進行している。しかしながら、インドネシアを始めいろいろなところ最近テロが発生して、これも拡散していると。アルカイダが世界じゅうへ拡散して、要するにテロもそれに伴って各地で起きている。アメリカは、テロとの戦いはまだまだ終結していないから、この作戦というのはまだまだ遂行するんだということですが、今、長官は、アフガニスタンにおけるアルカイダ、あるいはアフガニスタンの治安の正常化のためにこのテロリストの掃討作戦がどの程度まで進行しておられるのか、現状の様子を少し教えていただけないでしょうか。

当然、それには主体的に情報を収集して、あるいは相互に情報を交換しながら主体的に防衛庁として現状認識を判断されていると思えますから、まずその点についてお聞かせいただきたいなと思えます。

○国務大臣(石破茂君) これは、もちろんアメリカから言われたことだけを基に判断をしているわけではございません。私どもとして自ら把握してきた情報、加えてアメリカからの説明、それを分析し、判断をするものであります。

その結果といたしましては、広範囲にテロリストはどうも拡散しているのだらうということ。そして、米軍等がアフガニスタンの山岳地帯

を中心に残存勢力の追跡、掃討、施設捜索による武器弾薬の押収、破壊などの作戦をやっておるわけですが、やっておりますが、まだそれが完全にはできていないということ。そして、海上経路による逃亡ということ、これも現に行われておって、委員御指摘のように、アルカイダの世界じゅうへの拡散ということが企図されている状況で、その逃亡を阻止するための活動は続けなければいかぬだらう。その海域は拡大をしているという認識を持っております。

したがって、国内においても、また国外への逃亡という観点からも、なおこの活動は続くというふうな認識を持っておるところであります。

○海野徹君 アメリカの情報だけじゃなくて、我々が独自にという話が、今説明があつて、現在の状況についての要するに御説明があつたかと思うんですが、私どもも防衛庁や外務省の方からいろいろな説明を受けております、現状についてということ。具体的に長官、そういう主体的な判断をする。防衛庁として、現在はこの状況だから作戦としてこういうような関与の仕方が必要だということ、いろいろな情報収集から分析しているわけですね。

それで具体的に、可能であればどういう体制の下にそれがなされているのか、実際に。お話しただけですか。

○国務大臣(石破茂君) これは、もちろん防衛庁だけでやっているわけではありません。外務省も、あるいはいろいろな機関を通じて政府全体としてやっているわけですが、私どもとしては、委員御案内のとおり、情報本部というのを持っております。各地に先ほど来議論になっております防衛駐在官というのもお持ちです。彼らはあちこちから情報を収集しておりますわけでありまして、情報本部がやっております機能につきましてはもう委員御高承のとおりであります。こういうようなルートでこのような情報を収集しておるということ、この場で申し上げることは適当でないことも、これまた申し上げるまでもござい

ません。

大切なのは、一方からだけの情報だけではなくて、いろんなものを重層的に判断をするという体制なのだろうと思います。決して十分だとは思っておりませんが、本当にそれは事実なのかということを検証するという姿勢は私どもとしても必要なことであろうというふうに思っております。

○海野徹君 今、長官は、重層的判断をするというところで、重層的な判断を、要するに各部門に情報収集されたものを、それを最終的には重層的に判断されて今の現状認識になっているというふうな理解はしますが、私どもが聞いた限り、依然としてアルカイダ、タリバンの残存勢力が数百から数千という規模で辺境地域に潜伏中だ。あるいは主要幹部の大半については依然所在不明だというような報告を受けておりますが、アルカイダそのものは全世界にむしろ拡散しているわけなんです。だからテロが起るわけなんです。それは規模的には数千というよりもその半分ぐらいの規模だとずっと我々聞いてきたんですけれども、説明を。

となると、これは内閣官房あるいは防衛庁、外務省からの合同の、ある意味では重層的な説明なんです。数百から数千というのは余りにもこれは情報の収集、分析としては的確性を欠いているんじゃないかと思うんですが、その点についてはどうなんですか。

○国務大臣(石破茂君) これは難しい議論なんだろうと思うんです。また、アルカイダとタリバンというのがあります。これはどかがどう違うのだと。アルカイダでありタリバンであるというのがある。もう一つ、その概念はどうであり、それをどうやって数字として整理するんだという議論は、実は今の先生と同じ問題意識を私も持つておりまして、庁内でそういう議論は何度かしたことはございます。

ただ、テロのテロたるゆえんとは何かといいますが、数字で測れないところがあるんだらうと思

うんです。これが正規軍ということであれば、これは何個旅団があつてとか何個師団があつてとか、そういうものが分かる、ある程度のルールもある。しかし、これがテロであるとするならば、人数の把握というものがどれほどの積極的な意味があるのかという気も同時にしておるわけですね。ただ、数百から数千では余りに雑ではないかという御指摘はそれはあるのだからと思ひます。ただ、これが正しいんだと。じゃ、例えばもう冗談みたいな話ですが、アルカイダの身分証明書を持っていたらいいですね。私はアルカイダでございませうから、一、二、三と、こうやって数えるわけではないわけで、それが全く何者だか分からない。その辺の、市井の一市民のような顔をしながらそれがテロリストであるという恐ろしさ、それを我々は認識をする必要があるのだから。それが普通の戦との違い、テロリストとの戦いというのは正しくそういう難しさがあるのだからという認識は持つております。

○海野徹君 今、非常に長官も苦心して答弁されているわけなんです。それは掃討作戦そのものの全体像というものが明確に示されていない。この部分ではここまでやる、この部分においてはここまでやる、だからここまで今できているんだ、だから派遣を延長なんだ、基本計画を更にそれをそのまま延長しなくちゃいけないということだと思ふんですが、その全体像が非常に不明確で、国民の中にも説明をされていないから今のよう議論が出てくるのかなと思ふんですが。

それと関連して、いつも、これは新聞紙上です。から、どういふ議論がされているのかわかりませんから教えていただきたいんですが、P3C機あるいはイージス艦の派遣の問題、いいんだ悪いんだという問題がありますよね。これはいつも出てくる話で、いつの間にか消えているんですよ、消えているんですよ。

今回は追加派遣の内容が若干、護衛艦とちよつと変わっていますね、追加されていますね、内容が、一隻増やすとか。それはやっぱり作

戦そのものを遂行していく中で何らかの必要性が生じているわけですよ、生じているわけですね。だから、要するに追加の派遣をするわけですね。その延長線上にP3Cとかあるいはイージス艦という問題というのはとらえることができていますから、あるいはとらえようとするから議論をしているのであって、それを全くなしで議論しているわけではないんですよ。

だから、その辺、出は消え出は消えというのは非常に不可思議なものですから、長官の御意見を聞きたいと思つておるんですが。

○国務大臣(石破茂君) 先ほど中委員の御質問でもお答えをしたことですが、今回の任務の追加というものは、アフガニスタンにおきまして米軍が使用しております航空用施設、空軍用施設の維持に必要な重機等を輸送すると、そのための輸送艦、そしてまた護衛艦、補給艦を追加しておると、こういうことでございまして、今回の延長に当たってイージスなりP3Cなりという議論が具体的に政府部内で行われたということはないです。

○海野徹君 議論が政府部内ではないということになると、新聞紙上で出てくるというのはどこで議論されているんですか、と長官はお考えなんです。自分自身は、長官自身は議論していないとすると、どこで議論されたものがあつて外へ出てくる。僕は議論することは必要だと思つていますから、その前提で言っているんですけれども。

むしろ、一九八〇年代以降、あるいはロシアのウラジオストクを基地とする旧ソ連の潜水艦の脅威に対しては、P3C、これによる情報収集で非常に日米共同してやってきたという実績がありますよね、ありますよね。それぞれにいろいろな方々、識者に聞いても、P3Cを出すこと、イージス艦を出すこと、あるいは、それももうそろそろ真剣な議論をすべきだという意見が非常に多いんですよ。その点、お伺いしたい。

○国務大臣(石破茂君) これは昨日、安全保障会議をいたしました。本日、閣議でもって決定をしたわけでありまして、その政府の議論の場において、公式な議論の場において、ではイージス、P3Cという議論があつたかといへば、これはなかったということ、私はもちろん安保会議のメンバーでもございませうから、その事実を申し上げておきます。

他方、今、委員御指摘の、冷戦下において、昭和四十年代の後半から昭和五十年代にかけてP3Cが旧ソ連の潜水艦を探知をするということにおいて大変な能力を発揮をしたということも、そのとおりであります。

ですから、私どもは、イージスであれP3Cであれ、そのようなものを国民の税金によって与えられておるわけであつて、それをどのように活用するかという議論は当然あるのだからと思ひます。

それは、もう繰り返しの答弁になって恐縮でございますが、本当に法の趣旨にのっとるものなのかどうか、そして憲法の解釈の範囲内で当然のことではありますが法というのにはできているわけで、それから逸脱することがないのかどうか、そういう判断のなだらうと思ひます。私どもが法にのっとってやっております活動、それをいかに安全に遂行するかということを考えてみたときにどうなのだろうかという判断、これはもう当然なされるべきものだらうと思ひます。

それから、具体的にどういふ議論があつたわけではございません。しかし、当然のことです。ありますけれども、法の趣旨にのっとった運用というものが議論されねばならないということだらうと思ひます。

○海野徹君 今、テロ特措法の議論をしているわけなんです、との関連で議論をしているんですが、私は、日本の国益あるいは安全保障、あるいは東アジアを含めて東南アジア、東アジア、北東アジアの安全保障全体を考えたとき、これはもう議論として、ある意味では我々政治レベルの議論を超

えて国民的な議論をするという時期に今P3Cとかイージス艦が来ているのではないかと思ひます、これはテロ特措法とは別に。

中央アジアとか中東におけるアメリカの活動へのこれが支援として必要なのかどうか、あるいは中東に異常に偏った日本のエネルギーの問題についてどうなのか、あるいは東アジアのシーレーンの防衛、あるいはインド洋等で活動する自衛隊の態勢、いろんな問題があるかと思ひます。いろんな観点からの検討が必要かと思ひますが、そういうことを念頭に置きながらP3Cあるいはイージス艦の派遣が我が国益にとってどうなのかということ、私はテロ特措法とは別に今議論しても、私はそのときに来ているのではないかなと。また、そのために長官は長官になられたのだらうなと私は考えているわけなんです、その点について、要するに広く議論をするという時期に来ているのではないかということについて長官はどうお考えですか。

○国務大臣(石破茂君) あるいはこれは職掌を超えた答弁になるのかもしれませんが。

一つは、国民の理解ということで申し上げれば、まずベーシックな議論として、イージスってどのような船なのか、P3とはどのような飛行機なのかということのコンセンサスが必要なんだろうと思ひます。これは私もはもう、例えばこんな能力があるのに、大変能力があるのに、それを縮小して申し上げるような議論もいたしません。ないのにあるような議論もいたしません。それを正確に認識をしないと、これは議論が議論として成り立たないのだらうと思ひておりまして、それはもうイージスとかP3Cだけ議論しても仕方ない。じゃ、ほかのDDHとは何なんだと、DDとは何なんだというような形で、それがどのような性能を持ち、どのような任務に適したものなのかというコンセンサスをまず押さえる必要があるのだらうと思ひます。

その後、国益を踏まえてどうなんだということですが、私は、テロ特措法というものを

いただいて、それにのっとって、それに基づいて自衛隊は活動しておるわけです。じゃ、そのほかにもその法律を超えての議論ということになりますと、なかなか私どもとしては、それにそうすねと、それを防衛庁長官として議論しましょうというの、はやや職掌を超えたことではないかというふうに考えます。

ただ、議論の在り方として、本当に我が国の国益とは何なんだと、それに基づいて国益という判断があつて、そしてそれに基づいて法律が作られて、そしてその法律に従つていろんな国の行政機関が動いていくと、そういうような議論というのは当然あるべきなんだろうというふうに考えておりました、それは国益とは何かという御議論が国会の中において行われるということだろうと思ひております。

○海野徹君 非常に微妙な問題でありますから、その辺についてなかなか明確な答弁を求めるところ、そろそろそういうことを真剣に政治的な議論をすべきだろうと思ひております。

次に、外務大臣にお伺ひしたいんですが、率直な感想として、どう考えても李登輝氏のビザの発給がなされないということが私は理解できないんですが、明確になぜ発給できないのか、お答えいただけますか。——いや、僕は外務大臣にお伺ひしているんですから。

○副大臣(矢野哲朗君) 私も関係した都合上、私から。

もう既に経過は御承知だと思ひますが、率直に、十一日に李登輝氏から、慶応大学の三田祭で講演を行う旨の訪日にかかわる査証申請が行われたわけでありまして、その査証申請を受けまして我が方から先方に対して、同講演は三田祭の行事としては行わないとの慶応大学の三田祭実行委員会ですか、その決定の旨を伝えさせていただきました。事実関係を確認したところ、李登輝氏側は査証申請を取り下げたと理解しております。

そして、その後、十三日でありまして、李登輝氏側から交流協会の台北事務所を通じて、慶応大学の三田祭に代わりまして都内のホテルで講演を行いたい、その目的で改めて査証申請をしたいというふうな話が、相談がございました。本件講演をめぐる一連の混乱を踏まえまして、仮に改めて査証申請があつた場合でも、今般の李登輝氏の訪日を私人による私的な目的のための訪日と評価するには大変困難だと先方に伝えさせていただきました。

その後でありまして、十五日に、交流協会台北事務所から李登輝氏側の代理人に照会したところ、先方は今回は訪日しない旨の決定をしたということを確認させていただいた経過であります。

議員御指摘でありますけれども、今回、あくまでも主たる目的、訪日の目的は慶応大学での講演と。既にそのときには、ビザ申請をされたときには、今申し上げたように、大学側としてもその行事は中止をするという決定がなされていたという一連の時間的な関係もこれありということ、大変外務省としても混乱をいたしました。

ですから、実際、その申請したるや、私も個人としても大変信頼関係をもってして対処したいという思いが強かつたんでありますけれども、残念ながらそういった思いに至らなかつたということ、御理解をいただきたいと思います。

○海野徹君 外務大臣の御見解を。

○国務大臣(川口順子君) 今、副大臣からお話を申し上げたとおりの事実関係と判断があつたということとして、繰り返し申し上げます、慶応大学やあるいは三田祭の実行委員会が却下をしたことを、それを伏せた形でやりますということ、申請をしてきたということがまず一つあります。それは、向こう側が申請を取り下げたということ、すけれども、その後、また直ちに別なところで講演をするということを言ってきた。

これは、そういう事実関係あるいは経緯をかんがみますと、これについて全く私的な形で訪問を

しようという意図とはこれは考えられないと、そういうことであつたということで、その旨をお伝えをしたところ、向こう側はそれなりの対応をしたということでございます。

○海野徹君 一昨日、私も李登輝前総統とお会いして一時間ほど話をしました。全く私人なんです、李登輝総統。我々日本側から台湾に行くのは百万人弱、台湾から私もへ入国していただく方々は八十万を超えている。その中の一人としてどうしてとらえることができないのか、非常に私は不思議に思ふ。

どういふことをお話しに、あるいはどういふ目的でということ、我々いろいろ話をしたんですが、原稿を全部読んでいただきました。学生たちから二年前から要請があつた。けれども、その当時は自分が辞めたばかりでまだ政治的ないろいろ云々される時期だらうから断つた。再度の要請があつた。

どういふことを話をするかといったら、八田與一さんのお話をしたい。これは台湾におけるダム建設で大変な尽力をされた方だ。なぜそういう話をするか。日本人は非常に自信を失っているのではない。しかしながら、そうじゃないんだ。こういう先人たちが残した業績が非常に各地域にある。我が台湾にもある。それに続くような人材として皆さん方が一生懸命頑張つてほしいという、若者たちにそういうお話をさせていただきたい、そういう思いで私は訪日する予定でしたという話なんです。

その内容について、私は何の問題もない。ましてや、APECで日中首脳会談やつたとき、四十分開会会談があつたと思ひます。二十分間は小泉首相に相手は教訓を垂れたとか。そういうような大変失礼な国が、発給するなとか、もう既に昨年五月には発給しませんというふうな約束したとか、そういうことが底流に流れていて、この発給をノーと言つたんだたら、私は大変、李前総統の大人の態度に比べて、余りにも我々大人げない態度ではないかな、大人げない対応ではないかな、

続きまして、主に外務省の方にお聞きしたいと思いますが、北朝鮮へのいわゆる帰国事業、あるいは帰還事業とも言われていることが過去にあったわけでございます。一九五九年から八四年の間に北朝鮮に日本から渡った人の数は九万三千人余りと言われていると、外務大臣御案内のとおり、日本人妻も千八百名ほど含まれていると言われていると。この日本人妻の里帰り事業が過去三回、九七年から実施されているわけでありまして、この四回の実施についての進捗状況、これについてはどうなっているか、お願いいたします。

○政府参考人(田中均君) 委員御指摘のとおり、九七年から三回、里帰り事業というのが実施されました。実は、その四回目の事業というのは、北朝鮮との間では十月の下旬ごろに実現をするというところで今年の八月の赤十字会談で合意をされておりまして、正常化交渉を十月の末に設定をするということに伴い、第四回の故郷訪問についてはその後暫時延期をするということになっているわけでございます。現在、日朝の赤十字間で第四回故郷訪問の実施について作業が進められているというふうに承知をしております。

○遠山清彦君 分かりました。

今、延期ということでありまして、私、ここでちょっと政府として、外務省としてこれ検討しないのかどうかということを知りたいんですが、今までの訪問では人数が大体十数人、十人から十五人の間ということでありまして、特に今まで来られた、里帰り事業で帰ってこられた方々について指摘されているのは、どうも日本人妻だけではない人も実は含まれていたということが一つございます。

つまり、どういうことかとというと、戦前あるいは戦中に北朝鮮に渡った方も何人か含まれていたということが一つございます。それからもう一つは、北朝鮮の国内で、帰ってきた方々が例外的に、やや例外的に高い地位と名譽を得ていた人々で、ある意味北朝鮮の中の一般の方々が直面して

いる窮状などについては分からないというような形で語らなかつたということがあったわけですが、私は、この日本人妻に故郷に帰ってもらう、日本に一時帰国でも戻ってきてもらおうという趣旨から考えれば、北朝鮮で、千八百名渡っているわけですから、一回当たり十五人という限定された人数ではなくて、恐らく大多数の人たちが一度は日本に帰りたいと思っていたんじゃないかと、将来的、今ちょっと日朝交渉が出てきて今延期という話もありますので、局長おっしゃったとおり、なかなか難しいとは思いますが、いずれにしましても、日本に一時にせよ永住にせよ帰国を希望している日本国籍保持者である日本人妻の方々に、基本的には全員受け入れるという方向性を政府としては検討されているのかどうか、その点についてちょっと伺いたいと思います。

○政府参考人(田中均君) 委員御指摘の一回の訪問が十名から十五名程度であるということでございますけれども、これは第一回の里帰りを実現した九七年に日朝赤十字連絡協議会というところで合意がございまして、その合意の中に、これは日朝赤十字間の合意でございまして、各回の訪問団の規模については、希望者が確定するに伴い十名から十五名程度とすることを想定し、具体的には双方の協議により各回ごとに決定をするという合意が作られた経緯があるということでございます。

いずれにしても、それぞれの故郷訪問に際しては具体的に人数を調整しようということになっておりますので、私たちとしても、赤十字と緊密に連携をして、人数を増やすということも含めて検討を行ってまいりたいというふうに思います。それで、実は先回、クアラルンプールで正常化交渉が行われた際にも日本側からこの里帰り事業について指摘をいたしまして、特に、日本に在住をする親族が、訪問を希望する方々、日本人妻の方々の訪日を是非実現をしたいと思います、それから安否ですね、安否について懸念を持っておられる日本の親族の安否調査、そういうものについて人道的な観点から情報をいただきたいと、こういう趣旨で正常化交渉の際には要請を行っていただいております。

○遠山清彦君 安否確認については、ちょっと後ほどお聞きしたいと思いますが、先ほどと後というところでございまして、私が先ほど十人、十五人と限定するのはよくないんじゃないかと、言ったのはここが一番大きな点でございまして、やはり大分年を取ってこられて、亡くなられた方も大分増えていると聞いておりますから、一目日本を見たい、故郷をもう一度見たいという方々の願いをしっかりとかなえてあげられるような方向でやっていただきたいというふうに思います。

そこで、できれば、これ外務大臣がこの委員会で以前おっしゃったことで、安否調査をしっかりとやっていきたいと、この日本人妻たちの。我が党の神崎代表も、帰国事業で北朝鮮へ渡った日本人の実態の把握をまず政府はしっかりとすべきだということをお願いしているわけですが、これは安否調査に関して日本側として具体的にどのような方法でやろうとお考えになっているのか、ちょっと伺いたいと思います。

○政府参考人(田中均君) 多分二つ方法があると思うんですが、一つは、日本赤十字自身の事業として、事の因果関係にかかわらず、安否について日本の国内から要請があった場合にはその安否調査をするという事業があります。したがって、日本赤十字社を通じて安否確認の依頼を北朝鮮赤十字に対して行うというのが一つの方法であろうと思います。

それから、政府間におきまして、これは先ほど私が御答弁申し上げたとおりでございますが、正常化交渉の中でも安否について情報の提供の依頼というのを要請しているということがございます。ですから、今後これを更に詳細にわたってやっていくということが方法としては考えられるというふうに思います。

○遠山清彦君 それは、ちょっとさっき聞き忘れたんですけれども、局長、クアラルンプールの交渉で北朝鮮側にこの安否調査の依頼とか日本人妻の問題を要請したときに、向こうの反応はどうだったんですか。

○政府参考人(田中均君) 先方から特段の反応はございませんでした。

○遠山清彦君 分かりました。

それで、一つ確認したいことがございます。これは法務省さんになるのかなというふう聞いておりますけれども、先ほど私が申し上げた帰国事業の際に、日本から北朝鮮に渡った人の累計は、もう一度繰り返して申し上げますが、九万三千人余り、九万三千三百八十人上ると言われているわけですが、この事業は、初期の段階では厚生省を中心とした政府もかかわっておりまして、地方自治体も関与をしておりました、その後は日本赤十字が主体となって行っていたわけでありまして、これは、この北朝鮮に渡った九万三千人余りの人たちの名簿、リスト、具体的な名前とともに、これは政府が当然持っているというふうに認識をしておりますけれども、この点確認したいと思っております。

○政府参考人(増田暢也君) 御質問の名簿は当局において保管しております。そこには今お尋ねのような名前も載っております。

○遠山清彦君 今、これは法務省の入管にあるという理解ですけれども、そうすると、私、外務大臣にもちょっと是非聞いていただきたいんですが、この九万三千人の北朝鮮に渡った人のリストを政府は持っている、法務省の入管にあると。

今までのいろいろな報道が出てくる中で、北朝鮮に渡った日本国籍保持者の中から、現地での生活の窮状を訴えたり、あるいは場合によっては助けを求めたり、あるいは日本の家族と連携が取れなくなつて消息を尋ねたりする手紙が日本赤十字を中心として何千通、一説には七千通とかというお話がありますけれども、何千通も届いていると。

また、日本に残された家族、親族の人たちから安否確認の要請があるケースも、主に赤十字を通してですけれども、あると。

そうすると、政府は、少なくともこれからできることとしては、この九万三千人以上の名簿があるわけですから、この中で、いわゆる親族とか家族の、北朝鮮あるいは日本どちらからか、この人は一体どうなっているんだというようなことがリストの中で、名前を照合して、そして特定をして、この九万三千人の安否を北朝鮮に確認してくれというのでもできないでしょうか、要するに、その九万三千人の中でだれを優先的に安否確認をしていくかというところで、このリストと、また、いろいろと安否確認の要請がある人をこのリストから特定をして、しっかり北朝鮮当局にある意味、長期的な視点で安否確認の依頼をしていくべきだ、具体性を伴った行動を取っていくべきだというふうに思いますけれども、この点、外務省、外務大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(川口順子君) 安否の確認のために政府が努力することは非常に重要なことだと思えます。

委員もおっしゃられたように、その確認が急がれる人を効率的にどうやってその人たちの安否を確認していくかということとできるだけ大勢の人をというところ、両方うまくバランスを取りながらやる必要があると思いますけれども、そういうことについて検討をしたいと思えます。

ただ、先ほど委員がおっしゃった、向こうにいる日本人配偶者からそういう手紙がたくさん来ているということについての事実私どもとしては把握を今していないということでございますので、やり方はいろいろ工夫をする必要があると思えます。

○遠山清彦君 分かりました。

外務省が把握されている、あるいは赤十字が把握されている情報を基に、できることをしっかり検討していただきたいというふうに思います、時間もなくなってきたという問題でもございます。

で。

それから続きまして、内閣官房にちょっとお伺いをしたいんですけれども、十一月十二日に、ちょっと中国で拘束をされて話題になりましたいわゆる脱北者を難民として支援をしているNGO、北朝鮮難民救援基金の加藤博事務局長が、官邸で安倍副長官に会って、拉致被害者とその家族への支援に言及をしながら、日本に戻ってきた帰国者の救済を訴えたということで理解をしております、報道もされているわけでございます。

外務省としては、その帰ってきた方々の身元が判明をするといういろいろな問題が生じるということとで詳細は公にしないと。私、それは全く正しいやり方だということで支持をしておりますけれども、そういう脱北者の中に交じって日本に戻ってこられた方々の救済を、そういう方々をずっと支援してきたNGOの事務局長が官邸で安倍副長官に訴えたということ、政府としてどういうふうなことを今後検討していくのか。

拉致と関連のある問題、深い関連のある問題かどうかというのは議論のあるところだと思いますけれども、官邸にこういう要請が来たということとで、どう対応されるのか、ちょっとお聞きしたいと思えます。

○政府参考人(井上進君) 今、脱北者ということでございますが、いわゆる脱北者ということとでは必ずしも明らかではないと思えます。

そういう状況の中で、一般に難民受入れの問題につきましても、言語、文化、宗教、慣習等の異なる人々とのようにともに暮らしていくかという我が国社会の在り方にもかかわる問題でございますので、政府としても国民とともに幅広い視点から検討を重ねてまいりたい、こういうふうな考えております。

また、仮にそういった北朝鮮からの脱出者の中に日本国籍を有する者がおりました場合には、当該者をしっかりと保護し、その安全を図ることは政府として当然の責務であると、こういうふう

考えております。

○遠山清彦君 最後のところで正に日本国籍者というお話がありましたけれども、やはり邦人保護の観点、これは非常に重要だというふうに私はこのいわゆる脱北者の問題でも思っておりますので、政府として取組をしっかりとやっていただきたいと思っております。

そこで、先ほどちょっと言及しましたけれども、拉致問題とこの北朝鮮へある意味自ら選択して戻るといふ方々が多かったと言われるこの帰国事業者の問題というのは、私個人としては非常に関連が深いというふうに思っています。

その理由は、拉致にかかわった元工作員の証言などによれば、帰国事業で北朝鮮に渡った親族や家族を事実上の人質にして日本国内での拉致への協力を行ったということが一部のメディアでは克明に出ているわけでございます。しかも、拉致が、北朝鮮が今認めている拉致が集中的に行われた七〇年代には、何とこの帰国事業は続いていたんですね。続いてきた。ですから、ある意味工作員が、日本人あるいは在日朝鮮人の方に、拉致に協力しろ、協力しなければ、あなたたちの親族、家族で北朝鮮へ渡った人たちはどうなるかというようなことをやっていたという証言が今メディアで報道されているわけですね。

そう考えると、今政府は拉致問題について一生懸命やろうと、北朝鮮認めたわけですから当然ですけれども、しかし、実はこの拉致そのものに帰国事業で向こうに行っただけの人とその家族が巻き込まれていたということが明るみに出てくる中で、私はやはりこの帰国事業の言わば、ここまで言っているのか分かりませんが、ある意味被害者、拉致のこの問題に巻き込まれたという意味で、の方々の問題もしっかりと取り組んでいかなければ私はいは今日朝間の本当の意味での関係の良好化というのはいないんじゃないかなというふうに思っているんです。

そういう意味で、これまた官房になるかもしれませんが、内閣の中に、早急には、今拉致問題で大変でしょうから早急にはいいませんが、けれども、何かこの対策本部を設置するぐらいの対応が必要なのではないかと思えますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(井上進君) 今、先生から御指摘があったいろんな報道について私は実はよく承知しておりますが、いずれにせよ、先ほど申し上げましたとおり、北朝鮮からの脱出者の実態というものが必要しも明らかではないと思えます、そういった状況の中で、ごくごく一般的に申し上げれば、いわゆる脱北者への対応というのは、基本的には関係府省庁が各々の所掌に従って処理を行って、もし今後必要があれば内閣官房において総合調整を行っていく、こういうふうに対応していきたいと考えております。

○遠山清彦君 最後の質問になるかと思えますけれども、再び外務大臣の方にお伺いしたいんですが、

今、外務省のお立場あるいは政府のお立場としては、いわゆる脱北者と言われる、北朝鮮から逃れていわゆる中国に行かれている方が多いということとありますけれども、この方々を難民ととらえるかどうかという問題が一つあるわけですね。難民条約上は、経済難民は難民ではないということになって、政治的あるいは思想的な理由から迫害される可能性が高い人たちが、迫害のおそれがある人たちが難民ということになっているわけですね、簡単に申し上げれば、今、北朝鮮のことについて、いろいろとメディアも含めて、あるいは政府も含めていろんな調査があって、新しい事実もどんどん出てきているわけでありまして、私個人としては、このいわゆる脱北者と言われる方々の難民性というのは徐々に高くなってきているというのか、元々高い人々であったというふうな見解が大きくなってきているのではないかと。

私自身、今年七月にアメリカのニューヨークの国連本部に行きましたときに、現地のUNCHCRのニューヨーク事務所の代表とお会いしました。このときに、このUNCHCRのニューヨーク事務

所代表が私たちにおっしゃった大きな議題というのは正にこの脱北者をどうするか。これ、重大な人道問題だということでした。

そこで、私は日本政府として、この脱北者の問題を人道上の難民問題として中国政府と、中国政府もちなみに難民条約は批准をしております、この中国政府と協議をしていくことが必要になってくるのではないかとふうに思いますが、外務大臣、最後にいかがでしょうか。

○国務大臣(川口順子君) 脱北者については、経済的なあるいは食糧難から逃れてきたということ、難民条約上の難民ではないと言っても差し支えないだろうと思います、中にはそういう人もいますけれども。

それで、中国から見ればこの人たちは不法滞在者、要するに中国の法律に違反をしている人たちであるということですので、この人々を難民的に扱おうと、人道上の観点から手を差し伸べようということについて、中国と正面からそういう話合いの場を作るということは非常に難しい問題が絡んでくるわけですが、実際に中国としてこの問題についてはかなり神経をとがらせている問題であって、我が国としてはいろいろなか場中国との間では、あるいはその関係国との間ではこの問題を全く放置をして触れていないと、そういうことではないということですね。

○遠山清彦君 委員長、すぐ終わりますから一言だけ。

外務大臣、今の時点で政府の立場はそれでいいと思いますが、しかし、行く行く、北朝鮮国内には収容所というものが多数あるというふうな一部専門家の指摘もございますから、そうなれば、これ、非常に脱北者というのとはただ単に経済的な理由だけで逃れてきたと言いつけるかどうか、これは将来的に分らない問題ですので、そこをしっかりと念頭に置いた上で政府として適切な対応を取っていただきたいということを申し上げて、私の質問を終わります。

○吉岡吉典君 議題になっている法案ですが、私は、一般国家公務員とともに防衛庁職員を含む特別公務員の給与を引き下げるということは日本の経済情勢から見て大変まずいことだと思っております。

特に、日本では深刻な不況、それがやはり消費不況ということが非常に重要な要因になっている、将来の展望のなきが消費を更に抑え込んでいく、そういうときに、民間だけでなく国家公務員、防衛庁職員も含めてその給与引下げが始まるということとは、また新しい民間の給与引下げも促すことになりかねない。それは日本経済が今立ち直っていく上で非常にまずいことだと私は思っております。これは質問じゃなしに私がそう考えているという感想を述べるにとどめさせていただきます。

そして、私はここで防衛庁職員の処遇に関連して、米軍と自衛隊とのいろいろな面での違いをいろいろな機会に感ずるので、その点で長官にお伺いします。

今年、私は沖縄の海兵隊の実弾射撃演習、本土での実弾射撃演習の調査ということで日出生台と矢臼別と両方見てきました。中もいろいろ見せていただきました。そして感じたことは、国会での論議では現に使用されている自衛隊の演習場で米軍の演習を行うということが繰り返されていまして、膨大な施設がどこでも作られている。それは、宿舎から大浴場のような立派なものから、また実弾射撃に伴う様々の施設もあります。この五年間に数百億がそのために投じられているということですね。

私、日出生台では特に、前長官にも言ったことですが、この小高い上にすばらしく立派な大浴場が作られている、その谷底みたいなところに、何か五十年ぐらい前だそうだけれども、自衛隊の大浴場という看板の掛かったものがある。小高い丘と谷底になぜそういう対称を作ったのか、私は不思議なことだと半分思いましたけれども。

ども。いずれにせよ、前長官に言った言葉を使えば、正にこれは天国と地獄ですねと、こういうことを言いましたけれども。

私は、現地に、そういうことについてどう思うかということも案内してもらった防衛施設庁の人にも聞いて歩きました。そうすると、もうこれは予算がないからやむを得ないですと、まあこれはしゃべりました。予算がないからといってやらないけれども、米軍のためにはどんなに何百億も掛けて施設を作ると、これが私は不思議なんですね。

だから、私に言わせれば、それは、日本政府は米軍と自衛隊には身分格差でもあるようにお考えになっているのか。現に自衛隊はその施設でやっているわけですね、実弾射撃演習も。米軍が来るといふことになる、なぜ何百億も掛けて新しい施設を作らなくちゃいかぬのか。これ、どう考えておられるか、長官の考えをお伺いさせていただきます。

○国務大臣(石破茂君) 委員が矢臼別や日出生台をごらんになって、そのようなお考えをお持ちになったということは前長官からも承っております。天國と地獄という御表現を使いましたが、これはもう私が申し上げるまでもございしますが、平成八年の十二月のSACOの最終合意、またそれに基づく閣議決定等々によりまして、そういう適切な措置、十分かつ適切な措置ということを講ずるといふ一環でやっているわけでございます。そういうSACOの最終合意を満たすためにやっておりますこととございまして、当然のことでございますが、自衛隊の整備とまた別の制度でやっておりますわけですね。

そこに差が生じているということでございますが、これ、そういうような新しく作りました施設、宿泊ですとか浴場ですとか、そういうものは米軍が使わないときは自衛隊も使うという形でありまして、そういうような基準を宿舎でありますとかあるいは浴場でありますとか、そういう厚生

施設の関連を、水準を上げていくということで鋭意努力をしておいて、現在、差があるということには事実としてはあるのだらうと思っております。それが、ないようには、私もこれだいたいと思っております。けではありません。そういうものの改善に向けて全力を尽くしていきたいというふうに思っております。

ただ、これが、そういう一〇四越えということで見るとそのように格差がある、委員の御認識はそれはある意味で正しいのだらうと思っております。じゃ、お給料の面においてどうなんでしょうか、そういうようないろんな面で、それでは米軍と我々自衛隊との処遇の違い、それも委員御指摘の点もあります。いろんな面から検討してみなければいけないことなんだろうというふうに思っております。私ども、そこに区別というふうなものがあるというふうにはゆめ考えておらないところでございます。

○吉岡吉典君 この点はこの程度にとどめて、次に移りますけれども、専守防衛というのが我が国の防衛の基本方針だということは日本の防衛によっても変わりない原則になっていると思っております。この専守防衛の原則からいっても、また自衛隊法第三条の自衛隊の任務等の規定からいっても、私は、自衛隊が武力行使を任務として海外に出掛けていくことはあり得ないだろうと思っておりますけれども、これはそう取ってよろしいでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) そういう御理解でよろしいかと思っております。

○吉岡吉典君 そこで、私、ちょっと疑問を持ちましたのは、防衛庁の広報誌のセキュリティアン、この十一月号に砂漠の迷彩服を着た自衛隊の訓練の写真が大きく載せられております。

日本には、砂丘はあるけれども砂漠はありません。なぜその日本で砂漠型の迷彩服の訓練をやらないか。わがざこざにこういふ写真を載せて何がアピールしたいのか、私は大変不思議に思いましたので、長官、解明していただきたい

いと思います。長官でなくとも構いません。

○政府参考人(宇田川新一君) 先生御指摘のセキュリティアンに載っています、三十五ページに載っています迷彩模様の服装についてであります。これは現在事実関係について確認中でありまして、どういふふうなものか確認しているところであります。

○吉岡吉典君 だって、これ、防衛庁の広報誌ですよ。それで、絵解きにもちゃんと「基地警備の基本動作訓練」というので、階級章も名札も付けた人が砂漠型の迷彩服を着た写真がでかでか載っているのに、これどういふことか調査中といったって、調査も何もないでしょう、現に載っているんですから。

○政府参考人(宇田川新一君) 迷彩模様の服装につきましても、自衛官服装規則というのが防衛庁訓令でございしますが、ここでは、航空機若しくは戦車の乗員として搭乗する場合、又は防寒その他勤務上必要がある場合に着用するとされている特殊服装に含まれるものであります。この特殊服装につきましても必要な事項は各幕僚長で定めておりまして、陸上自衛隊の場合でありますと陸上自衛官服装細則というのがございます。

ここでは、空挺従事者が空挺降下を行う場合あるいは戦車、自走砲の乗員が戦車、自走砲に搭乗する場合、偽装を必要とする場合などに迷彩模様の特殊服装をする旨が規定されているわけでありますが、繰り返しになりますが、先生御指摘のセキュリティアンの十一月号の三十五ページに掲載されている迷彩模様の服装については、いかなるものかまだ掌握していないところであります。

○吉岡吉典君 これ、全然答弁になりませんけれども、こんなことで時間をつぶすわけにもいかないから、長官、私、ちょっと一言あれしますけれども、これ、僕知らなかったんですよ。読者から、私が外交防衛委員会にいうことで、三十五ページにこれが出ている、見てくれと言われて、見て僕も分かったんです。その人は、自衛隊もとうとう砂漠のあるところまで出掛けることに

なつたんですか、イラクに出掛ける訓練をやっているんですか、どうですかという質問があったんです。

だから、僕はびっくりしてこの編集部にお問い合わせしました。そうしたら、編集部の方からは、これは米軍の砂漠型迷彩服であり、空自の幹部候補生がアメリカから借りて着ているものですよというので、これもまた訳の分からない、日本の空自の幹部はアメリカから迷彩服を借りて訓練をやっているという、これは本当おかしな話だと思っただから、これ、ちょっと問い合わせ中だというふうなことがなくて、防衛庁が責任を持って作っている雑誌ですから、もうちょっとはつきりしてください。

○国務大臣(石破茂君) 今、人事教育局長から答弁を申し上げましたとおり、確認中でございします。それはもう、無責任であるというおしかりは、その点は本心に、きちんとした答弁ができませんことを本心に申し訳なく思っておりますので、この点、早急に確認をいたしまして、きちんとしたお答えをする責任が私どもにはあると認識をいたしております。

今日この場で、委員の御質問にきちんと答えられませんが、これは本心に申し訳なく思っております。ことですから、それをまた聞かせていただくことにしますけれども、訓練というのは、目的のない訓練というのはないと思います。思い付きでいろんなものを着て訓練をやるなんというところはあります。したがって、これ、少なくとも訓練としてやられているということになれば、砂漠での訓練をやっているとした取りようがない、目的の訓練はないわけですから。そういうことも含めて私は調査していただきたいと思っております。

そこで、まあいいです、それは。そこで、訓練の問題で日米共同統合演習の方に入りますけれども、その日米共同統合演習に入るに先立って、こ

れも含めて、訓練とか演習というのは一体何を基準にしているという目的で行うのか、これちょっと説明しておいていただきたいと思っております。

○政府参考人(西川徹矢君) 訓練一般についてのお尋ねでございします。

○吉岡吉典君 両方。

○政府参考人(西川徹矢君) 両方ですか。

○吉岡吉典君 それとこっち。

○政府参考人(西川徹矢君) こっちといいますと……。

○吉岡吉典君 共同統合演習と両方。

○政府参考人(西川徹矢君) はい。部隊につきましても、先生御案内のとおり、これやはり常日ごろから有事、そういう場合を見越してのいろんな所要、あるいは考えられる脅威等に対して強靱な部隊として、いざ行った場合に運用できるように訓練をいろんな機会を見てやるというふうなことでございまして、この日米共同統合演習という形で先生具体的に御指摘でございましたので、この十四年度の日米共同演習を取って申しまして、これにつきましてもは実動演習でございまして、我が国防衛のための日米共同対処あるいは周辺事態に際しての日米協力に必要となる自衛隊、米軍間の連携要領、この確立とともに、各自衛隊間相互の共同要領を実動により演習する、そして共同統合運用能力、こういうものを維持ないしは向上を図ることを目的にと、こういうことで実施しているところでございます。

○吉岡吉典君 日米共同統合演習でけれども、大体何人ぐらいの規模でやっていて、それから米軍はどこからやってきているのか。例えば海兵隊なんか、沖縄なのか、本土からも来ているのかどううか、この点ちょっと。

○政府参考人(西川徹矢君) この日米共同統合演習、今年度のものにつきましては、実際、現在、今月の十一日から二十一日まで現在やっておる最中でございまして、この演習への部隊の参加規模等につきましては、今、以下のとおりでございします。

まず、自衛隊側でございますが、人員が約一万一千名で、艦艇の方が約二十隻、それから航空機が約百八十機、これが日本側から出ているものでございします。米軍側からは、人員が約一万五千名と、こういうことになっております。それから艦艇が約十隻、航空機が約百五十機参加しております。

参加部隊数でございますと、先生、今どこから来たんだという話もございまして、日本の部隊は全国各地から来ております。これ二十二という数字でなっておりますが、米軍側のやつは五つでございします。参加部隊は、これ米軍につきましても、第五空軍あるいは第七艦隊、それから第三海兵機動展開部隊と、こういうふうなことで、それぞれ沖縄あるいは横須賀等から入ってきておりますが、今回とりわけ第二十五軽歩兵師団隷下の歩兵大隊というのが米国のハワイから一つ来ております。それから第七空軍隷下の航空部隊、これが韓国から参っております。一応大ききとしてこんなものでございします。

○吉岡吉典君 この演習は、周辺事態から我が国が武力攻撃を受けた事態ということですから、要するに、これは周辺事態法が成立したに伴う演習だろうと思えますが、この演習、周辺事態に際しての演習から武力攻撃事態に対応する演習まで、これ一本化された演習としてやられているのか、区別してそれぞれにやられているのか、それはどういふふうになっていきますか。

○政府参考人(西川徹矢君) 大きな流れはございしますが、個々に区切りまして、それぞれ、それぞれのところで訓練、部署部署でも少しブレイクされた形の訓練をするという形でやっております。流れ全体ですと一本で押し通していくという形じゃございません。

○吉岡吉典君 私は、日出生台で行われている演習について、現地から、どういふ状況だったかというところについて教えてもらいたいということでは報告の手紙ももらいました。それによりまして、百五十五ミリ榴弾砲から迫撃砲、機関砲、攻撃へ

リコプターの活動を同時に行う本格的な戦争訓練が繰り広げられ、火砲が発射されている下で歩兵が演習場に散開し、赤いカバーを掛けたヘルメットを着用した演習場安全統括官が各所に配置されて、本格的な実弾演習を行っていた。これは、榴弾砲、迫撃砲の火力と、空中からの支援を受けて歩兵部隊が攻撃前進するという実戦さながらの訓練であった。現地で発表されている演習のシナリオには、敵の特殊工作部隊が山の中の集落に侵入し立てこもっている状況に対して奪回攻撃を掛けるというようなものであったと、こういうふうに着いてあるのを私、受け取りました。恐らく、現場で見て、また説明も聞いている報告ですから、こういう実態だったろうと思います。

そこで私がお伺いしたいのは、先ほど演習は何のためにやられているかというときに對して、有事に備えている訓練やっておくんだということでしたから、それでこれ、こういう想定ですね、例えば工作隊が山の中に集結して、侵入し占領すると、こういう事態を防衛庁は想定して、そういうのに対応する訓練をやっているわけですか。

○政府参考人(西川徹矢君) 今、先生から御指摘のいろいろな形の訓練のいろいろの装備を使っている話でございますが、これ当方からもマスコミ等に對しても一応広報等はしておりますが、先生御指摘のような山岳部のみならず、とりわけ日本の場合は長大な海岸線等を有しまして、場所によっては非常に高度化した市街地もあると。

従来、山岳地ということも一応念頭には置いておりますが、こういう市街化が進んでいるという地理的な特性、こういうものも実は今念頭に置いておまして、我が國に對します武力攻撃の形態の一つという形では、この市街地下におけるゲリラや特殊部隊、こういうものによる攻撃というのが現在予想されるということで、防衛庁としては、これらに適切に對処するための訓練ということとを必要であると、こういうふうにご考えておりまして、この十四年度の日米共同統合演習、この実

動演習でございますが、これにおいては、我が國の防衛、先ほどのこういう情勢を踏まえまして、十文字原演習場におきまして、演習場内の廠舎ですね、古い廠舎を市街地に見立てまして、そこに敵が潜伏していると、こういうふうな想定を立てまして、その想定の下に敵の制圧等の戦闘要領に對する演習等を実施しているところでございます。

今後とも、このような市街地におきます戦闘も含めまして、我が國が直面するであろう可能性のある多様な事態に適切に對処していきたいと、このように考えておまして、必要な訓練の充実に努めたいと、こういうふうにご考えておるところでございます。

○吉岡吉典君 続いて、十三日の演習についてはこういうふうには私はお知らせを受けました。

それは、指向性地雷を爆発させる爆音が、爆発音が数回聞こえた。これはあらかじめ敵側の侵攻ルート予想し、そこに地雷を仕掛けて爆破させ、待ち伏せ攻撃を掛けるという特殊戦闘訓練であると。これは、適地に潜入した場合や、逆に要地を防禦する際に遊撃兵力を用いて行う戦闘要領で、小隊規模を単位に、十分にカムフラージュして茂みの中で数時間にわたってじっと待ち伏せる、定期的に一、二名ずつの偵察を出す等、寒冷地では忍び難いような状況を体験させ、厳しい条件下でもこうした戦闘技量を維持できるように行うごく特殊な訓練だと。この特殊な訓練内容というのは、ベトナム戦争時に敵地後方深く侵入したアメリカ特殊部隊、グリーンベレー部隊などが繰り広げた戦術に準拠しており、海外に派兵された際に縦横無尽に作戦行動ができる兵士の士気を訓練する厳しい訓練の内容と言えるというように、なことが書かれた私は現地からの知らせを受けました。

私は、ここで感ずる点は、要するにこの訓練内容というのは、やはりベトナム戦争時に敵後方に入つた米軍の経験等を基にしてやつた、やはり日本が海外で作戦を展開する、そういうことを想定

したものだとお考えですね。さっきの砂漠型の迷彩服も、やはりそういうことと私はつながっているんじゃないかというふうに思っています。

私は、この訓練というのはあくまで国内での予想される事態のみを想定したもの。そうだとすると、どういふわけでこういう訓練をやらなくちゃいかぬのかということについてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(西川徹矢君) 有事の場合の想定としましては、一番典型的な場合が外国からの敵といたことでございますので、我々としてはいろいろな場合に備える。それから、相手は五の力で、こちら五さえてはいないんじやなくて、やはりそれ以上の視点の下に精強な部隊を作るといふ、そういう目的でいろいろな課題を掲げております。

先生御指摘の、今回も実は米軍と日本の自衛隊の隊員とが同じような場所をしまして、まず米軍がやつたり、あるいは日本側がやつたりいたしまして、相互にそれぞれの考え方、それぞれの、またあるいはどういふか、やり方というのもございますので、相互に互いが見取りげえみみたいな形で訓練をするということも中でやっております。

そういう意味で、我々としては、先生御指摘のように、海外へ向けて中でやっていると、対応できなくて、あらゆるものに対応する、対応できる力をやはり隊員に植え付けるという形で現在訓練しているところでございます。

○吉岡吉典君 私、時間が来ましたから、ここで突っ込んでいろいろ議論するわけにいきませんけれども、私は二十一世紀の今の時期にこういう想定や情勢認識というのは根本的には誤っていると思ひます。それは、私の意見として言うにとどめて。

最後に、外務省さんに一言お伺いしておきたいと思うんですが、日米同盟の一方であるアメリカが戦争を開始する際、日本は日米安保条約によって中立の立場を取るわけにはいかないという趣旨の答弁がベトナム戦争当時、繰り返し総理あるい

は外務大臣等から行われております。私はそのころは赤旗記者としてそれを取材した者として、直接にもこういうのは大体聞いてきた者ですが、今でもやはり日本は、アメリカが戦争を開始した場合には、同盟国の一員として中立の立場に立つわけにはいかないという、そういうことになるのかどうか。

これは外務大臣に、ないしは外務省で、どちらも結構ですが。

○政府参考人(海老原紳君) 今、吉岡委員が言われた中立という用語でございますけれども、これは、伝統的な国際法におきましては戦争が合法でありましたという関係で、例えばある二か國が戦争状態に入るときは、ほかの國は中立國の立場に立つわけでございまして、したがって、いろいろな中立義務が発生するということがあったわけでございまして、ただ、現代の国際法におきましては、戦争が違法化されておりますので、伝統的な中立義務概念というのはございせん。

今、吉岡委員がお尋ねになりました中立ということが政策的な、いわゆる中立的な立場ということとございまして、これはもちろん米軍が武力の行使を行っているときというのは、当然、その個々の状況異なるわけでございまして、それを離れてお答えすることができないわけでございますけれども、一般論として申し上げれば、国際法に違法な形で武力を行っている國、あるいは國連の集団安全保障措置の対象となつて國が一方にありまして、これに對して国際法に従つた形で適法に武力の行使をしている米國ということであれば、その間で日本が中立的な立場に立つということはないということであると思ひます。

○吉岡吉典君 ちょっと大臣、ちょっと補足的にあれして。そういう国際法論を僕は聞こうとしたんじやなくて、安保条約がある以上、日本はアメリカに倣う形で協力しないということをやベトナム戦争当時は言っていたわけですよ。それは國連の制裁措置でも何でもない、安保条約がある以上、

日本は同盟国の相手の戦争にも、武力行使とは必ずしも言っていないけれども、知らぬ顔はできないということにしましょうか、中立のまた国際法の論議になるといけませんからね。だから、同盟国の関係というのはそういうものなのかどうなのか。

かつて海原防衛局長は、自分のお書きになった本で、日米同盟関係を結ぶということは、生死をともにすることなんだということを大きな見出し付きで書いておられるんですけれども、そういう関係にあるのかどうかということを、つまり政治的な解釈ですけれども、お伺いしておきたいんです。

○委員長(松村龍二君) 質疑時間が参っておりますが、外務大臣、簡潔に答弁をお願いします。

○国務大臣(川口順子君) 先ほど委員がおっしゃったような、昔やったような答弁はあったことは私も承知をしておりますけれども、その趣旨というのは、安保条約があるわけですから、安保条約の第六条で、我が国としては米軍が、ちょっとという日本の安全に寄与し云々というその前提が入っていますけれども、その場合に米軍が我が国において施設・区域を使用するということは許される、そういうことをそのときにおっしゃっていらつしゃると、そういうふうにご考へます。

○吉岡吉典君 時間が来ましたから、この論議はまた後にします。

○田村秀昭君 まず、本日の議題であります給与法、減らされるのは、自衛官が減らされるのはちょっと不服ですけれども、賛成であります。

ちょっと通告しておりませんけれども、今の先生の迷彩服の話ですね。これはセキリタリアンに出ている、これは迷彩服と言って訓練用の迷彩服なんです。だから、官房長も運用局長もまだ防衛庁に來られて日にちが少なからず御存じないかもしれないけれども、これは陸上自衛隊に行ったらみんな着るんですよ。これは砂漠の作戦やるんじゃないですよ、これ。迷彩服と言って、いろんな木陰とか富士山とかそういうところから

ないように、こういう草木と同じような形を付けてやる訓練服ですから、特に調べなくても、五、六年おられればだれでも分かる。何も、砂漠と全く無関係でありますので、ちょっと私、付け加えていただきます。特にそんな砂漠作戦を考えている人ではありません。

長官にお尋ねいたしますけれども、事ほどさように自衛官のことについては余りよく分からないので答弁をされている人が非常に多いんじゃないかというふうに思っています。ですから、内局の局長さんになるような人は一週間ぐらい自衛隊に体験入隊でもされた方がいいんじゃないかなというふうに思います。

まず、今、インド洋に五隻の、補給艦二隻、護衛艦三隻が派遣されていますけれども、非常に隊員の士気が低い、士気が下がっているということについては、先ほどの同僚の質問でも長官が答えになっておられましたけれども、非常に士気が落ちてきているんですね。そのことは御承知ですね、長官。

○国務大臣(石破茂君) 士気が高くないということとを認識しておるかというお尋ねでございますが、士気旺盛であるという答弁になるのかと思えます。

ただ、冒頭の、どなたの御質問にお答えしたのかちよつとはつきりしませんが、非常に過酷な環境にあるということ、そして極度の緊張状態に強いられるということ、そしてその使命感がいかに高い隊員であったとしても、そういうような環境が続いた場合に、これはもう超人ではないわけでございますから、そういうような疲労感、倦怠感みたいなものが起こることを私は否定できない状況にあるという認識はいたしております。

○田村秀昭君 それで、陸上自衛隊が海外に派遣されているような場合はいろいろな部隊から代わる代わる行けるんですが、海上自衛隊の場合は船ですから、乗組員を全部代えるというわけにいかないのと同じ人が何回も行くようになるわけですね。しかも長期間行くようになると。そういうことに対して、陸海空自衛隊、それぞれ特質が違

ますので、隊員の処遇とか待遇の面を十分に考慮される必要があると私は思うんですが、長官の御認識では、多分いろいろな対策を考えておられると思いますが、いかがなものでありますか。

○国務大臣(石破茂君) これは何しろ初めてのことでしたので、一体何を基準に考えたらいいのかという議論が当時もございました。私も自民党のしかるべき立場で議論に加わった覚えがございます。そのときに、さてさてインド洋というのはまあ国内で似ているとすればまあ小笠原とかその辺りが似ているのだからと。そうすると、小笠原手当、その中でも硫黄島、硫黄島と本当は言うんだそうですね、硫黄島に係る手当を参考にしましょうという形で、インド洋の港湾又は空港の区域に

おいては一日三千円、パキスタンにおいては危険情報が出されているので四千円と、こういうようなことをやったのです。ただ、それは実際に行つて見たわけじゃありませんから、なるべく近い状況を想定してやりましたよということではないかな手当を決めました。航海手当についてもこれは同様の議論をしたのか、それともよく認識をした上で決めたはずであります。

ところが、実際にやってみると、どうもこれでは十分ではないのではないかという議論があるやに聞いております。それは私も実際に現場から聞いたお話であります。ですから、畳の上の水練じゃないんですけれども、事前に想定したことと違つたことが起こつたのかもしれない、あるいは極度の緊張状態が六時間も続いている、そういうような非常に難しいオペレーションをやっていることに對してどうなんだということ。おおむね適当なものとは考えておりますが、それが士気が下がっているという今の委員の御指摘、私はそれが必ずしもそのとおりだとは思いませんが、実際に現場を見ることが必要なんだらうと思つております。

私も自衛隊に勤めたことはありません。自衛官をやつたこともありません。ですから、何を偉そうなことを言うなどという御指摘を受ければその

とおりであります。ですけれども、私にしても副長官にいたしましたも政務官にいたしましたも、とにかくできるだけ現場に出る、現場を見ない者が議論をしてはいけないというところは徹底してまいりたいと思つております。

○田村秀昭君 是非、現場を視察されることを希望いたします。海上自衛隊の場合には寄港すると寄港手当というのが出るんですが、ずっとインド洋に浮かんでいる限り何の手当も付かないんでありますして、どうぞよろしくお願ひしたいと思つて

それから次に、日米間において対イラク認識というのに差があるような気が、いろんな論調を見ていると差があるんじゃないかと、日米の間には。米国は同じ認識を共有したいと考えているんじゃないかと。それが非常に、燃料補給よりも、認識として同じ共有をしない限り同じ対処はできないわけですから、その認識を、同じ認識を持つということが重要なことだと思つていますが、その点、非常に同じ認識を持ってない議論が多いので、長官はどういうふうにお考へになつておるのか、お尋ねしたいと思つて

○国務大臣(石破茂君) 認識についてはあるいは外務大臣からのお答えの方が適当かもしれませんが、確かに認識が違つているとやっていると行動にも違いが出るのではないかと、こういうことから私への御質問なんだろうと思つて

結局、アメリカとしては悪の枢軸とイラクを名指しをし、テロと同時に大量破壊兵器というもののに対する懸念があるのではないかと。むしろ、大量破壊兵器に対する懸念の方がテロというよりも上というふうに見える場合もあります。これは、もう真意は分かりません。ただ、それがテロということと大量破壊兵器、又はテロリストに大量破壊兵器が渡るといふことで、それはその一つの議論になるのかもしれない。

私どもとしては、もちろん大量破壊兵器も懸念材料ではありますが、特にこのテロ特別措置法との関連で申し上げれば、テロというものに対して

力点が置かれている、だからそこで認識の共有をどのようにしていくのか、テロも脅威であるが大量破壊兵器もやはり脅威である、それは世界全体、国際社会全体としての脅威だということと、表面に出てくるいろんな情報なり発言なり見るとずれがあるというようなことなのかもしれない。

ただ、それは今後、もちろん私どもは、もう委員が一番御案内のとおり、法律に定められたことしかやってはいけない、できないということとございまして、国益等々の議論もございまして、その辺りも踏まえて政府内で議論をし、国会内で議論をされることなんだろうというふうに思っております。

○田村秀昭君 長官の御意見、よく分かりました。また元に戻りまして、自衛官の処遇について。私は自衛隊の位置付けが不明確な、だから結局、一番初め、警察の予備隊としてきたから警察の予備隊という感じがずっと推移しているんですね。ですから、法律的に見ても正当防衛と緊急避難しか認められていないし、部隊としての武力行使は認められていない。ですから、先ほど長官が一番初め言われました、身の危険も顧みずにやるという特殊性がどのように給与体系に影響するかというところが、どのようにそれを持ってくるかということが非常に重要であるし難しい検討を要する話でありますので、私は是非、自衛官の処遇という問題、給与体系については独自のところで、一般公務員並みということじゃなくて独自の、どこの国でもそうなので、独自の機関でそれを処理できるようにするよう御努力願いたいというのが私の希望でございますので、長官の御意見を聞かせていただいて、質問を終わらせていただきます。

○国務大臣(石破茂君) 委員御指摘の点は、私、衆議院の有事法制の特別委員会と同じ議論を委員の立場でいたしました。それは結局、あれこれ議論をしてみても、要は

警察予備隊として発足したところまでさかのぼらないと実はこの問題というのは解決しないんじゃないのと。小手先の議論をしてもこれは駄目なのであって、そもそも自衛隊って何ですかと。これは警察法をベースにしているわけです、間違いない、予備隊令が保安庁法になり自衛隊法になっているわけですから。そして、また片一方で勤務の宣誓で身の危険も顧みずということになっている。それは対外的には軍とも言えましょう。しかし、国内的には警察に似た自衛隊でございますという何か不思議な、両生類というのか何というのか、そういう、あるときはこうであり、あるときはこうであるというふうな使い分けをしていくということとは、私はいつまでもこういうことではないかめのかもしれないという認識を当時申し上げたことがございます。

この辺はもう本当に、自衛隊とは何なのかという根源的な議論が私は必要なんだろうというふうな思っております。それは全くおっしゃるとおりで、個人を単位とする警察と部隊を単位とする自衛隊、軍隊、そこに全く本質的な差がある、そして責任の取り方にも差があるということとございまして。是非そういうような議論を国会でもしていただきたいと考えております。

御趣旨は全くそのとおりであろうと思っておりますが、御議論を十分踏まえて私どもも鋭意検討してまいりたいと考えております。

○大田昌秀君 社民党の大田でございます。本日の委員会の審議案件であります防衛庁の職員の給与法改正案について、一問だけ質問させていただきます。

総務省は去る九月十七日付けの見解で、既に適法に支給された給与をさかのぼって不利益に変更することは法的安定性や既得権尊重の観点から慎重であるべきものと考えていると述べています。職員の給与切下げ分を本年の四月にさかのぼって十二月の期末手当から差し引くというやり方は給与の不利益不遡及の原則に抵触すると思われるますが、防衛庁はこの点、どのようにお考えですか。

か。これまで人事院や法制局とどのようにに討議されたか、御説明をお願いします。

○政府参考人(宇田川新一君) 今の委員御指摘の、結論的にはそういうお話、結果になるわけですが、考え方としては、さかのぼるということではございませんで、年末のボーナスのときに調整するという考えでございます。

人事院あるいは総務省とどういった交渉をしたかという御質問でございますが、それにつきましては、閣議決定で私どもの俸給につきましても準じて行うというふうなことが決定されておりますので、それに従った作業でございます。

○大田昌秀君 これは質問通告はしていませんが、一つ確認させていただきます。

SACOの予算は防衛庁の一般の予算から出るんですか、それともSACOの予算は全く別個に取られているのですか。その理由は、なぜこういう質問するかといいますと、御承知のように、SACOは年間五兆円もの予算を使っていると言われているんですが、工法によっては普天間の代替施設というのは一兆円も掛かると言われているわけですが、そうなりますとほぼ五分の一の予算を使うということになりますけれども、その点について、全くSACOの予算というのは別個の予算で、それとも一般予算の中に含まれているんですか。

○国務大臣(石破茂君) 当然のことながら一般会計予算の中でございます。

○大田昌秀君 一般会計予算。

○国務大臣(石破茂君) はい。

○大田昌秀君 私が前に伺った点では別個で取られていると聞いておりましたが、これは確認させていただきます。

それから、次に伺いたいことは、現在インド洋に派遣されている自衛隊の艦船は自衛艦旗を掲揚してございますか、どうですか。

○政府参考人(西川徹矢君) 現在、テロ対策特措法に基づきましてインド洋に出ている船でございますが、これにつきましては、自衛艦隊隊です

ね、いわゆる、こういう旗の掲揚につきましては行っております。

○大田昌秀君 自衛隊の艦船が自衛艦旗を掲揚するのはどのような場合ですか。また、インド洋に派遣されている艦船が自衛艦旗を掲揚しているところは船尾の方ですか、それとも中央マストですか。

○政府参考人(西川徹矢君) まず、付ける場合でございますが、これにつきましては規則がございまして、海上自衛隊旗章規則ですね。海上自衛隊旗章規則というのがございまして、これに従いまして、まず第一点は、派遣中の練度の維持のための射撃訓練等の戦闘訓練、こういうものを行っている際にはこれをメインマストに掲げております。

それから、その他の航海中や停泊中であつては艦尾に掲げておると、こういうふうな規則でなっております。実際の運用のところでは、例えば航海しながら訓練をしたり、いろんなことをやっておりますので、マストに掲げたり船尾に掲げたりというふうないろんな対応がございまして、一応ルールに従ってやっております、こういうこととでございます。

○大田昌秀君 海上自衛隊の旗章規則の第十五条では、武力行使する場合に自衛艦旗を艦船の中央マストに掲げると規定されております。したがって、中央マストに自衛艦旗を掲げてインド洋で活動しているとすれば、その自衛隊の艦船は武力行使を目的に活動していることになります。そうだとしますと、戦闘地域にいないのかかわらず、テロ対策特別措置法に基づく自衛隊艦船のインド洋への派遣は、憲法上許されない武力の行使を目的に、武装した部隊を他国の領海、公海に派遣する派兵となってしまうわけなんです。そうしますと、自衛艦旗としないのは、中央マストに掲げていないわけですね。

○政府参考人(西川徹矢君) 実は、先生今御指摘の条項の第二項に、いわゆる自衛艦旗は戦闘訓練を行う場合に準用するという規定がございま

て、それで、ちょっと先ほど御説明のときに、いろんな訓練等の際、現地では、それは武力行使ではございませんので、ほとんどが、ほとんどというかすべて訓練でございますけれども、そういうときには上に掲げているということがございいます。こういうことで申しまして、現在そういう運用をしております。

○大田昌秀君 確認させていただきます。現在のインド洋に派遣されている自衛隊の艦船は中央マストに掲げていないわけですね。

○政府参考人(西川徹矢君) 訓練ですね、戦闘訓練等、今、派遣中に時間が空いた場合にも練度を高めるために訓練をする場合がございます。そういう場合には掲げます、マストにですね。それは規定で、二項でそういう準じた場合にも出しなさいと、こうなっておりますので。

○大田昌秀君 インド洋への自衛隊の艦船の派遣期間が本日の十九日で切れるのに伴い、来年の五月十九日まで派遣期間を半年間延長する措置を取ると報じられておりますけれども、なぜそういうことをなさるか、御説明ください。

○国務大臣(石破茂君) それは、なおテロ対策特別措置法に掲げられた目的が達成をされていない、九・一一を踏まえテロの根絶という国際社会の目的というものがまだ達成をされていないというところなのだろうと思います。

先ほど来答弁を申し上げておりますように、アルカイダというものが国内においても完全に根絶をされていない、そして海外への逃亡、流出ということが行われておるとい状況であれば、その地域において米軍等が活動するということが続くわけでありまして、それに対する支援をするというニーズがあるということだと認識をいたしております。

○大田昌秀君 十一月七日付けの日経新聞は、我が国は米軍のイラク攻撃に対する直接支援はできないので、政府内で考えたのが間接支援方式であると。具体的には、米英軍がイラク攻撃に集中できるように、アフガン周辺で展開中のテロ掃討作

戦の負担を軽減するため、米英軍に限っていた海上自衛隊の給油活動の対象をドイツ、フランスなどにも広げる案が有力だと報じていますが、これは事実でございいますか。

○国務大臣(石破茂君) 具体的にそのような国名まで承知をいたしておりません。

委員御指摘の新聞記事を私も拝見をいたしました。ただ、私どもはテロ特措法という法にのっとって、法の目的にかなうことであればいたしませんし、法の目的にかなわないことであればいたしません。法治国家である日本国、その中において活動する自衛隊である以上当然のことだというふうな考えをしております。

○大田昌秀君 もう一つ確認させていただきます。防衛庁長官は一部新聞報道によりまして、イージス艦を派遣したいとお考えということも報じられておりますが、先ほどのお話を伺っていると、それは考えていないという趣旨の御答弁だったと思えますが、もう一遍確認させていただきます。

○国務大臣(石破茂君) これは繰り返しの答弁で恐縮でございますが、私としては派遣したいとかいうようなことを申し上げたことはございません。イージス艦もそうですし、P3Cもそうです。ただ、イージス艦の持つておる能力から勘案して、そのイージス艦を派遣した方が法の目的達成のために行動しておる部隊の安全確保のために必要であるという場合もございましょう。そのために活動しておる部隊の安全確保のためにそこまで必要がないという判断もございましょう。それは一に掛かって法の目的達成のために行動しておる我々の部隊が安全であるかどうかということに係るものだというふうに考えております。

○大田昌秀君 何度も似たような質問で恐縮でございますが、あと一点だけ防衛庁にお伺いします。

政府、防衛庁は、外務省もそうですけれども、普天間の代替施設についてはSACOの最終報告案を忠実に実行することが沖縄の基地の整理縮小

につながるおっしゃっております。せんだってちょっと疑問に思ったのは、SACOの趣旨に照らしてという趣旨の御答弁がございましたけれども、端的にお伺いしますけれども、SACOの最終報告に埋立て案というのが記載されておりますか。

○国務大臣(石破茂君) 最終案には、埋立て案と

いうのは記載されていないと記憶をいたしております。

○大田昌秀君 だとすれば、SACOの最終報告案に全くない工法が今検討されているというのはどういうことですか。

○国務大臣(石破茂君) SACOの最終報告の趣旨という点で言うと、趣旨に合致をしておるといふ点では変化はございません。したがって、代替施設への取組は、SACO最終報告の趣旨に沿ったものとして、その着実な実施に向けての努力に当たるといふふうに考えておる次第でございます。

○大田昌秀君 SACOの最終報告の趣旨とは何ですか。

○国務大臣(石破茂君) これは代替施設の受入れの過程におきまして、知事を始め、稲嶺知事ですが、稲嶺知事を始めとする地元からの要請を踏まえて、当初の米軍専用ではなく共用で行うんだということ等、代替施設の具体的な整備内容に変更が生じたことは事実であります。代替施設の整備による普天間飛行場の移設・返還が、現時点における最大限実施し得る沖縄の米軍施設の施設・区域の整理縮小、統合を図る、こういうようなのが趣旨だろうと。つまり、繰り返しになりますけれども、沖縄の米軍施設・区域の整理縮小、統合を図ることが趣旨の根幹であろうというふうに理解をいたしております。

○大田昌秀君 最後に一点だけ。外務省、外務大臣にもう一遍伺いたいいたします。

今朝の朝日新聞は、「普天間代替施設 十五年期限に政府冷淡」という見出しで、去る十八日、使用期限問題を問われた首相は、「沖縄の問題として受け止め、米国側と交渉していき

きたい」と述べただけだった。

政府は九九年、米軍基地の整理・縮小を求める沖縄県民の声を受けて、使用期限問題について「米国政府との話し合いの中で取り上げる」との方針を閣議決定したうえで、普天間飛行場の移設を決めた。しかし、これまでの首脳会談や外相会談で米側は一貫して「ゼロ回答」だ。

外務省幹部は「稲嶺知事が基地問題を訴え続けなければならない事情は、米側もよく知っている。みんな「二七歌舞伎」を演じるしかない」と言い切る。

というふうに報じられております。

これは、もしこういうことだとすれば、沖縄県民に対して誠意を欠いた対応の仕方だと思えますが、なぜ、その十五年期限問題というのができないとすれば、その理由について説明されて、できないのはできないとはっきりされた方が誠意のある対応の仕方だと思えますが、どうお考えでしょうか。

○国務大臣(川口順子君) 今の新聞記事自体について、これを私としては確認はできないということでございますけれども、一般的に申し上げて、普天間基地の移設・返還問題については、これは平成十一年の閣議決定に従って政府としては適切に対応していくということでございますし、沖縄県民の方が基地の集中によって負担をされていること、これについては私としてはそれをきちんと認識をして、この普天間基地の移設・返還の問題については、この前、九月十七日にパウエル国務長官とお話をしたときにも、非常に短い時間の会談の際にもこの問題については取り上げさせていただいたということでございますし、外務省として今後も引き続き努力をしてまいりたいと考えています。

○大田昌秀君 ありがとうございます。終わります。

○委員長(松村龍二君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。
御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○小泉親司君 私は、日本共産党を代表して、防衛庁職員給与法の一部改正案に対し反対の討論を行います。

本法案は、一般職給与法の改定が行われるのに準じて、裁判所職員や国会議員などと同様に、特別職である防衛庁職員の給与を改定するものであります。

人事院は今回、一般職国家公務員の給与について、期末手当などの引下げに加え、人事院勧告制度発足以来初めて俸給の引下げを求めました。これに基づいて一般職給与法の改定とその特別職への準用が行われた結果、すべての国家公務員の年収は四年連続で切り下げられることになったのであります。

人事院勧告制度は、公務員の労働基本権を制約することに対する代償措置として給与と勤務条件を改善するために設けられたにもかかわらず、深刻な不況に追い打ちをかける給与切下げ勧告を行ったことは、本来の制度の趣旨にも反するものであります。

我が党は、一般職国家公務員給与の引下げに反対であると同時に、これに準じて防衛庁職員の給与切下げを行う本法案には反対であることを表明して、討論を終わります。

○委員長(松村龍二君) 他に御意見もないようです。これから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。
防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(松村龍二君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平成十四年十一月二十六日印刷

○委員長(松村龍二君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後零時三十八分散会

十一月十五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、有事法制三法案反対に関する請願(第一五六号)

一、有事法制反対に関する請願(第一六一号)
一、ILOパートタイム労働条約の批准に関する請願(第一六五号)

一、有事法制成立反対に関する請願(第一六七号)

第一五六号 平成十四年十一月六日受理

有事法制三法案反対に関する請願

請願者 札幌市白石区本郷通八丁目北八ノ

一九 菅野貞夫外百二十二名

紹介議員 紙 智子君

政府は、「武力攻撃事態法」「自衛隊法改正案」「安全保障会議設置法改正案」の有事法制関連三法案を国会に提出し、今国会での成立をねらっている。政府は、有事法制が日本を外国の武力攻撃から守るための備えであるかのように言っているが、防衛庁長官自身が、日本が武力攻撃される現実的な危険はないと明確に述べている。有事法制の最大のねらいは、アメリカの戦争に日本が参戦し、初めて海外での武力行使に踏み切ろうとする

ことにある。アメリカの強い要求で一九九九年に作られた「周辺事態法」は、アジアでアメリカが軍事介入したとき、自衛隊が米軍支援を行う法律であつたが、武力行使はしないということが建前とされてきた。ところが、「武力攻撃事態法」は、アメリカが海外で介入戦争を始めたとき、自衛隊が武力行使を含めて参戦できる仕組みをつくるものである。日本がどこからも攻められていないのに、海外での武力行使に踏み切ろうというのである。しかも、こんな戦争に国民を強制的に動員

し、自由と人権まで縛ろうというのが有事法制である。法案では、すべての国民に戦争協力が義務付けられ、NHKなどの指定公共機関や医療、輸送、建築・土木などの関係者も強制的に協力・動員を求められる。国民は、戦争に必要なと判断された家屋、土地、物資を差し出すよう要求され、そのための調査を拒否したり、保管を怠ると、犯罪者として処罰される。加えて、有事法制を発動するかどうかを決定するのも、自治体や国民の動員を指揮するのも首相であり、国権の最高機関である国会はないがしろにされ、首相の独断が横行する仕掛けとなっている。

一、有事法制三法案を国会で成立させないこと。

第一六一号 平成十四年十一月六日受理

有事法制反対に関する請願

請願者 京都市左京区下鴨南芝町一七 鯨

坂真外千四百三十五名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第六三号と同じである。

第一六五号 平成十四年十一月七日受理

ILOパートタイム労働条約の批准に関する請願

請願者 長崎県南高来郡口之津町丙二、八

八六 宮内富美子外百七十五名

紹介議員 森 ゆう子君

一九九四年六月、ILO(国際労働機関)総会で「パートタイム労働に関する条約(一七五号)」及び「パートタイム労働に関する勧告(一八二号)」が採択された。この条約は、一九九五年六月、日本でも批准された「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約(一五六号)」及び勧告(一六五号)の諸規定のパートタイム労働者の関連性等に留意し、採択されたものである。この条約では、パートタイム労働者はフルタイム労働者より労働時間が短いだけであり、その権利や社会保障、労働条件は働く時間に応じて均等待

遇を保障するよう必要な措置を執ることを各国に義務付けている。日本のパートタイム労働者は増加の一途をたどり、一〇〇万人を超えている。その大半は女性で、かつ女性の雇用労働者の三人に一人がパートタイム労働者になっている。一九九三年には「短時間労働者雇用管理法(パートタイム労働法)」が施行されたが、パートタイム労働者は、低賃金や不安定雇用など様々な問題を抱え、特に家族的責任を持つがゆえの不利は解消されず、正規労働者との均等待遇を求める声は強まっている。一九九八年の厚生白書でも少子高齢化社会の原因の一つに、パートタイム労働の低賃金を挙げている。さらに出産、育児で女性が損をしないためには、低賃金の是正が必要であると指摘している。また、自治体関連職場で働く非常勤・臨時・嘱託等の職員は、その就業実態が正職員とほとんど同じか少し労働時間が短いだけであるにもかかわらず、賃金や社会保障などの格差があるが、現行「パートタイム労働法」では対象から除外されており、改善が求められている。

一、有事法制三法案を国会で成立させないこと。

第一六一号 平成十四年十一月六日受理

有事法制反対に関する請願

請願者 京都市左京区下鴨南芝町一七 鯨

坂真外千四百三十五名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第六三号と同じである。

第一六五号 平成十四年十一月七日受理

ILOパートタイム労働条約の批准に関する請願

請願者 長崎県南高来郡口之津町丙二、八

八六 宮内富美子外百七十五名

紹介議員 森 ゆう子君

一九九四年六月、ILO(国際労働機関)総会で「パートタイム労働に関する条約(一七五号)」及び「パートタイム労働に関する勧告(一八二号)」が採択された。この条約は、一九九五年六月、日本でも批准された「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約(一五六号)」及び勧告(一六五号)の諸規定のパートタイム労働者の関連性等に留意し、採択されたものである。この条約では、パートタイム労働者はフルタイム労働者より労働時間が短いだけであり、その権利や社会保障、労働条件は働く時間に応じて均等待

遇を保障するよう必要な措置を執ることを各国に義務付けている。日本のパートタイム労働者は増加の一途をたどり、一〇〇万人を超えている。その大半は女性で、かつ女性の雇用労働者の三人に一人がパートタイム労働者になっている。一九九三年には「短時間労働者雇用管理法(パートタイム労働法)」が施行されたが、パートタイム労働者は、低賃金や不安定雇用など様々な問題を抱え、特に家族的責任を持つがゆえの不利は解消されず、正規労働者との均等待遇を求める声は強まっている。一九九八年の厚生白書でも少子高齢化社会の原因の一つに、パートタイム労働の低賃金を挙げている。さらに出産、育児で女性が損をしないためには、低賃金の是正が必要であると指摘している。また、自治体関連職場で働く非常勤・臨時・嘱託等の職員は、その就業実態が正職員とほとんど同じか少し労働時間が短いだけであるにもかかわらず、賃金や社会保障などの格差があるが、現行「パートタイム労働法」では対象から除外されており、改善が求められている。

一、有事法制三法案を国会で成立させないこと。

第一六一号 平成十四年十一月六日受理

有事法制反対に関する請願

請願者 京都市左京区下鴨南芝町一七 鯨

坂真外千四百三十五名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第六三号と同じである。

第一六五号 平成十四年十一月七日受理

ILOパートタイム労働条約の批准に関する請願

請願者 長崎県南高来郡口之津町丙二、八

八六 宮内富美子外百七十五名

紹介議員 森 ゆう子君

一九九四年六月、ILO(国際労働機関)総会で「パートタイム労働に関する条約(一七五号)」及び「パートタイム労働に関する勧告(一八二号)」が採択された。この条約は、一九九五年六月、日本でも批准された「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約(一五六号)」及び勧告(一六五号)の諸規定のパートタイム労働者の関連性等に留意し、採択されたものである。この条約では、パートタイム労働者はフルタイム労働者より労働時間が短いだけであり、その権利や社会保障、労働条件は働く時間に応じて均等待

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局

E